

給与に関する報告及び勧告

令和 8 年 10 月

横浜市人事委員会



人 調 第 580 号

令和 8 年10月14日

横浜市会議長 渡邊 忠則 様

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏英 様

横浜市人事委員会委員長 飯島 奈津子

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与に関して、別紙第 1 のとおり報告し、併せて別紙第 2 のとおり勧告します。

また、同法第 8 条の規定に基づき、本市の人事給与制度等に関して、別紙第 3 のとおり報告します。

目 次

別紙第 1

(ページ)

職員の給与に関する報告	1
1 職員給与と民間給与の調査	2
2 職員給与と民間給与の比較	3
3 国家公務員の給与	5
4 給与改定に関する考え方	5
5 教育職員の給与等に関する法改正について	7
(参考) 人事院勧告の概要	8

別紙第 2

(ページ)

勧告	11
1 令和 8 年 4 月の公民較差に基づく措置	11
2 実施時期	12

別紙第 3

(ページ)

人事給与制度等に関する報告（意見）	25
1 多様で柔軟な働き方の推進	26
2 キャリア形成の支援	28
3 多様な人材の活躍	28
4 人材の定着と確保	30
5 健康と安心の職場環境	31
6 ハラスメントの防止	32

職員の給与に関する報告

本市職員の給与の決定については、市民及び職員の理解と納得を得る必要があることから、本委員会が、本市職員の給与と市内民間企業従業員の給与について、主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させることで精確な比較を行い、民間給与の水準と均衡させることを基本に、必要な勧告等を行ってきた。

地方公務員法に基づく給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置としての機能を有するものであり、この勧告に基づき職員給与が決定されることで、職員給与を社会一般の情勢に適応した適正な水準とすることができると考える。

本委員会は、このような考え方にに基づき、職員給与と民間給与との比較をはじめ給与決定の基礎となる諸条件の調査を行った上で、本市職員の給与に関する報告を行うものである。

1 職員給与と民間給与の調査

(1) 職員給与の実態調査

本委員会は、本年4月1日現在における本市職員の給与等の実態を把握するため、「横浜市職員給与等実態調査」を実施した。

調査対象は、一般職の職員（技能職員、企業局職員、会計年度任用職員、休職者及び「横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）」附則第43条第1項により給料月額が決定される職員（以下「給料月額7割措置の適用者¹」）等を除く。）33,153人である。

調査項目は、本市職員の給料月額及び諸手当の支給状況等である。

〔調査結果：参考資料第1表～第6表（42～67頁）〕

(2) 民間給与の実態調査

本委員会は、市内民間企業従業員の給与等の実態を把握するため、人事院等と共同して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、全国統一の内容及び方法で行うものであり、調査対象は、市内民間事業所のうち、次表の調査対象産業に分類された、正規の従業員数が企業全体で100人以上、かつ、支店等の事業所単位で50人以上の民間事業所である。

本年の本市における調査対象事業所数は1,368事業所であり、これらを産業、企業規模、本店・支店の別の条件でグループ化し、各グループの中から無作為に抽出した274事業所について調査を実施した（層化無作為抽出法）。

調査項目は、次表の調査対象職種（76職種）に従事する者の4月分の給与月額、初任給月額、特別給（賞与等）及び諸手当の支給状況等である。

〔調査結果：参考資料第7表～第14表（71～83頁）〕

¹ 定年引上げに伴い、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、給料月額が100分の70を乗じて得た額となる措置の適用を受けている職員のこと。

《調査対象産業等一覧》

項 目	内 容
調査対象産業 (1,368事業所)	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、その他のサービス業）
調査対象職種 (76職種)	事務・技術（支店長、工場長、部長、課長、係長、係員その他）、技能・労務（守衛その他）、教育（大学教授、高等学校教諭その他）、研究（研究員その他）、医療（医師、看護師その他医療技術職）等
調査実人員	12,694人

2 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

職員給与については、行政職員給料表が適用されている職員（休職者及び給料月額7割措置の適用者等を除く。）のうち、医療技術・看護関係職員及び指導主事等を除いた事務・技術関係職員を対象とした。民間給与については、これと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員の4月分の給与月額を用いた。

その上で、主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式により、職員給与と民間給与（所定内給与月額から通勤手当額を除いた額）の比較を行った。

なお、職員給与については、他の自治体の比較状況に鑑み、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当に、本年より、初任給調整手当及び単身赴任手当（基礎額）を加えて比較している。

具体的には、個々の本市職員に対し、給与決定要素を同じくする市内民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合の給与総額と、現に職員に支払った給与総額とを算出した上で、一人当たりどの程度の差があるかを比較した。

その結果、次のとおり、職員給与が民間給与を15,464円（3.68%）下回っている。

本市職員給与と民間給与との較差

民 間 給 与 (A)	職 員 給 与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \right]$
436,022円	420,558円	15,464円 (3.68%)

(注) 別途「初任給」の調査を行っているため、給与の比較には、本市・民間ともに新卒採用者の給与は含まれていない。

(2) 特別給

市内民間事業所における昨年8月から本年7月までの1年間の特別給の支給実績が、所定内給与月額は何月分かを把握し、これと条例で定められた本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を比較した。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、市内民間事業所従業員の特別給の支給実績は、年間で所定内給与月額の4.72月分に相当しており、本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合がそれを0.07月分下回っている。

民 間	本 市
4.72月分	4.65月分

[参考資料第9表 (80頁)]

(3) 初任給

市内民間事業所と本市における初任給は、次のとおりである。

学 歴	民間 (事務・技術)	本市 (一般行政職)
大 学 卒	259,367円	267,844円
高 校 卒	219,727円	231,072円

[参考資料第11表 (81頁)]

3 国家公務員の給与

人事院は、本年 8 月 7 日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行った。

国家公務員給与が民間給与を15,056円（3.51%）下回っており、初任給は、民間の動向や公務における人材確保の重要性等を踏まえ、一般職試験、総合職試験ともに9,500円引き上げるほか、各組織の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、令和 7 年を上回る改定を行うよう言及した。

期末手当及び勤勉手当について、国家公務員の平均支給月数が民間事業所従業員の特別給の支給割合（月数）を年間で0.07月分下回っており、支給月数を0.05月分引き上げるよう言及した。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分するとしている。

定年前再任用短時間勤務職員については、民間再雇用者の水準に合わせて、本年 4 月に遡及して、行政職俸給表（一）全体の平均改定率 8.5%の引上げ改定を勧告した。

[参考（8 頁）]

4 給与改定に関する考え方

以上述べた本市の職員の給与決定に係りのある基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

(1) 月例給

前記 2 (1) のとおり、本年 4 月時点で本市職員給与が民間給与を15,464円（3.68%）下回っていることから、同月に遡及して民間給与との較差を解消する必要がある。

較差の解消に当たっては、給料表の引上げ改定を行うこととし、行政職員給料表の改定に当たっては、全年齢層に一定の改善が及び、中でも、各職場の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員については令和 7 年を上回るよう、所要の改定

を行う。

特に、人材確保の観点から、国及び他の地方公共団体の水準等を考慮し、行政事務の職に採用される新規学卒者に対して適用する初任給について、大学卒及び短大卒は10,400円、高校卒は10,000円引き上げる。

消防職員給料表、教育職員給料表及び医療職員給料表については、行政職員給料表の改定方針に準じた改定を行う。

各給料表の定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額、国の俸給表等の改定額を考慮した改定を行うこととし、給料月額7割措置の適用者の年収水準を超える職務の級については、一定の抑制を行う。

特定任期付職員の給料表については、これまでの経緯を踏まえ、国との均衡を考慮した改定を行う。

また、会計年度任用職員の報酬額の改定についても、常勤職員の給与の改定内容等を考慮し、適切に対応することが適当である。

(2) 特別給

特別給については、前記2(2)のとおり、本市の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合が、市内民間事業所の特別給の年間支給割合を0.07月分下回っていた。このため、期末手当及び勤勉手当について、昨年8月から本年7月までの1年間における市内民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げる。

なお、支給月数の引上げ分は、市内民間事業所における特別給の支給状況や、人事院勧告における特別給の改定状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分する。

5 教育職員の給与等に関する法改正について

令和7年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）」（以下「改正法」という。）により、本年1月に、教職調整額の引上げが実施されている。

学校が対応する課題が複雑化・困難化する中で、教師を取り巻く環境を整備するため、本市の教育職員に係る人事給与制度においても、引き続き、本改正の趣旨に沿って対応や検討を行われたい。

(1) 教職調整額の段階的引上げに伴う校長及び教頭の給料月額の上 げについて

教職調整額の支給対象が校長及び教頭を除くものとされていることから、改正法による教職調整額の引上げに伴い、教育職員給料表の適用を受ける4級及び5級の職務の級の給料月額について、本年1月から4,000円の加算が行われている。

令和9年1月から2段階目となる教職調整額の引上げが行われることから、4級及び5級の職務の級の給料月額について、義務教育国庫負担金の算定等を考慮し、引き続き所要の調整を行うことが適当である。

(2) 主務教諭について

改正法においては、主務教諭の設置を可能とする規定の整備が行われている。

教育職員の働き方改革を加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教育職員の処遇改善を進めるためには、教育活動における調整業務の担い手を確保し、処遇することは必要な取組であると考えられる。そのため、任命権者においては、神奈川県やその他の地方公共団体の状況を踏まえながら、引き続き適切に対応を検討されたい。

(参考) 人事院勧告の概要

令和8年 人事院勧告・報告の概要

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務	2. 働きやすさと成長が両立する公務	3. 誰もが挑戦できる開かれた公務
◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 [令和9年夏に具体的な内容を報告] ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度の導入 ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し	◆ 転勤の経済的負担の軽減 ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設 ◆ 働きやすい環境の整備 ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大 ◆ 柔軟な働き方の推進 ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設 ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化 ◆ 「成長できる職場」の整備 ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成	◆ 採用試験等の見直し ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入 [対象] ・令和9年度経験者採用試験 ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】 ・令和11年春の総合職全区分【予定】 ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大 ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進 ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用
4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務		
◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進 ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～ ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透		国家公務員行動規範 ➢ 「国民を第一」に考えた行動 ➢ 「中立・公正」な立場での職務遂行 ➢ 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ [令和8年4月実施]

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準 [官民較差:15,056円(3.51%)]

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 [令和9年4月実施]
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円 [単身赴任者は約49万円]
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ [令和8年4月実施]
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分) [令和8年4月実施] ※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し [令和9年4月実施]
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- ・ 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- ・ 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- ・ 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年 3 月横浜市条例第15号）、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）及び横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年12月横浜市条例第115号）を改正することを勧告する。

1 令和 8 年 4 月の公民較差に基づく措置

(1) 給料表

行政職員給料表、消防職員給料表、教育職員給料表及び医療職員給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

また、特定任期付職員に適用する給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

次の表に掲げる支給割合となるよう改定すること。

ア 令和 8 年12月期

(単位：月分)

	定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員	
	一般職員	管理職員	一般職員	管理職員
期末手当	1. 3125	1. 1125	0. 7375	0. 6375
勤勉手当	1. 0625	1. 2625	0. 5625	0. 6625

イ 令和 9 年 6 月期以降

(単位：月分)

	定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員	
	一般職員	管理職員	一般職員	管理職員
期末手当	1.3	1.1	0.725	0.625
勤勉手当	1.05	1.25	0.55	0.65

2 実施時期

1 (1) の改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。

1 (2) の改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

別記第 1 行政職員給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	194,000	262,300	293,000	334,300	384,300	433,000	539,500	586,300
	2	195,200	263,900	294,400	336,200	386,100	435,500	546,000	592,700
	3	196,400	265,400	295,800	338,100	387,900	437,900	551,100	598,700
	4	197,600	266,900	297,200	340,000	389,700	440,300	555,300	604,400
	5	198,800	268,400	298,600	341,900	391,500	442,700	559,400	609,500
	6	200,100	269,800	300,000	343,800	393,300	445,000	562,800	613,800
	7	201,400	271,200	301,400	345,700	395,100	447,300	565,400	618,000
	8	202,700	272,600	302,800	347,600	396,800	449,600	567,800	622,000
	9	204,000	274,000	304,200	349,400	398,500	451,900	569,900	625,800
	10	205,300	275,400	305,700	351,200	400,100	454,100		
	11	206,600	276,800	307,200	353,000	401,600	456,400		
	12	207,900	278,200	308,700	354,800	403,100	458,700		
	13	209,200	279,600	310,200	356,600	404,500	460,900		
	14	210,700	281,000	311,700	358,400	405,800	463,000		
	15	212,200	282,400	313,200	360,200	407,100	465,100		
	16	213,800	283,800	314,700	362,000	408,300	467,100		
	17	215,400	285,200	316,200	363,800	409,400	469,100		
	18	216,900	286,600	317,700	365,600	410,500	471,000		
	19	218,500	288,000	319,100	367,400	411,600	472,800		
	20	220,100	289,400	320,500	369,200	412,700	474,500		
	21	221,700	290,800	321,900	371,000	413,800	476,100		
	22	223,900	292,100	323,300	372,800	414,900	477,700		
	23	226,100	293,400	324,700	374,600	416,000	479,200		
	24	228,500	294,700	326,100	376,400	417,000	480,600		
	25	231,100	296,000	327,500	378,200	417,900	481,900		
	26	233,700	297,300	328,900	380,000	418,800	483,100		
	27	236,300	298,600	330,300	381,800	419,700	484,200		
	28	238,900	299,900	331,700	383,500	420,500	485,200		
	29	241,300	301,200	333,100	385,200	421,300	486,100		
	30	243,100	302,500	334,800	386,800	422,000	486,900		
	31	244,800	303,800	336,500	388,400	422,600	487,800		
	32	246,400	305,100	338,300	390,000	423,200	488,600		
	33	247,800	306,400	340,100	391,600	423,800	489,300		
	34	249,100	307,700	341,800	393,100	424,300	490,000		
	35	250,400	309,000	343,500	394,600	424,800	490,700		
	36	251,700	310,300	345,200	396,000	425,400	491,400		
	37	252,900	311,600	346,900	397,200	426,000	492,000		
	38	254,100	312,900	348,600	398,400	426,500	492,600		
	39	255,300	314,200	350,300	399,600	427,000	493,300		
	40	256,500	315,400	352,000	400,800	427,400	494,000		
	41	257,700	316,600	353,700	401,900	427,900	494,700		
	42	258,900	317,800	355,400	403,000	428,300	495,300		
	43	260,100	319,000	357,100	404,100	428,700	496,000		
	44	261,300	320,200	358,800	405,200	429,100	496,700		
	45	262,500	321,400	360,500	406,200	429,500	497,300		
	46	263,700	322,600	362,200	407,100	429,800	497,900		
	47	264,900	323,800	363,900	408,000	430,200	498,600		
	48	266,100	325,000	365,600	408,700	430,500	499,300		
	49	267,200	326,200	367,300	409,400	430,800	499,900		
	50	268,400	327,400	369,000	410,100	431,200	500,600		
	51	269,600	328,600	370,700	410,800	431,500	501,300		
	52	270,800	329,800	372,400	411,400	431,800	501,900		
	53	272,000	331,000	374,000	412,000	432,100	502,500		
	54	273,200	332,200	375,500	412,600	432,400	503,200		
	55	274,400	333,400	376,900	413,100	432,800	503,900		
	56	275,600	334,600	378,300	413,600	433,100	504,500		

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	57	276,800	335,800	379,600	413,900	433,400	505,100		
	58	278,000	337,000	380,900	414,200	433,800	505,700		
	59	279,200	338,200	382,200	414,500	434,100	506,400		
	60	280,400	339,400	383,400	414,800	434,400	507,100		
	61	281,600	340,500	384,500	415,100	434,700	507,700		
	62	282,800	341,600	385,500	415,400	435,000	508,400		
	63	284,000	342,700	386,400	415,700	435,400	509,100		
	64	285,200	343,800	387,300	416,000	435,700	509,700		
	65	286,400	344,900	388,200	416,300	436,100	510,300		
	66	287,600	346,000	389,000	416,600	436,600	511,000		
	67	288,800	347,100	389,700	416,900	437,000	511,700		
	68	290,000	348,200	390,300	417,200	437,400	512,400		
	69	291,200	349,300	390,800	417,500	437,800	513,000		
	70	292,400	350,400	391,300	417,800	438,300	513,700		
	71	293,600	351,400	391,800	418,100	438,700	514,400		
	72	294,800	352,400	392,300	418,400	439,100	515,000		
	73	296,000	353,400	392,700	418,700	439,500	515,600		
	74	297,200	354,400	393,100	419,000	440,000	516,300		
	75	298,400	355,400	393,500	419,300	440,400	517,000		
	76	299,600	356,400	393,900	419,600	440,800	517,600		
	77	300,800	357,400	394,300	419,900	441,200			
	78	302,000	358,300	394,600	420,200	441,600			
	79	303,200	359,200	394,900	420,500	442,100			
	80	304,400	360,000	395,200	420,800	442,500			
	81	305,600	360,700	395,500	421,100	442,900			
	82	306,800	361,400	395,800	421,400	443,300			
	83	308,000	362,100	396,100	421,700	443,700			
	84	309,100	362,700	396,400	422,000	444,100			
	85	309,900	363,300	396,700	422,300	444,500			
	86	310,600	363,900	397,000	422,600	444,900			
	87	311,200	364,500	397,300	422,900	445,300			
	88	311,800	365,100	397,600	423,200	445,700			
	89	312,300	365,600	397,900	423,500	446,100			
	90	312,800	366,100	398,200	423,800	446,500			
	91	313,200	366,600	398,500	424,100	446,900			
	92	313,600	367,100	398,800	424,400	447,300			
	93	314,000	367,700	399,100	424,700	447,700			
	94	314,300	368,200	399,400	425,000	448,100			
	95	314,600	368,600	399,700	425,300	448,500			
	96	315,000	369,100	400,000	425,600	448,900			
	97	315,400	369,600	400,300	425,900	449,300			
	98	315,800	370,100	400,700	426,200	449,700			
	99	316,200	370,600	401,100	426,500	450,100			
	100	316,500	371,100	401,400	426,800	450,500			
	101	316,800	371,500	401,800	427,100	450,900			
	102	317,100	371,800	402,200	427,400	451,300			
	103	317,400	372,100	402,600	427,700	451,700			
	104	317,700	372,400	402,900	428,000	452,100			
	105	318,100	372,700	403,200	428,300	452,500			
	106			403,500	428,600				
	107			403,800	428,900				
	108			404,100	429,200				
	109			404,400	429,500				
	110			404,700	429,800				
	111			405,000	430,100				
	112			405,300	430,400				

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	113			405,600	430,700				
	114			405,900	431,000				
	115			406,200	431,300				
	116			406,500	431,600				
	117			406,800	431,900				
	118			407,100	432,200				
	119			407,400	432,500				
	120			407,700	432,800				
	121			408,000	433,100				
	122				433,400				
	123				433,700				
	124				434,000				
	125				434,300				
	126				434,600				
	127				434,900				
	128				435,200				
	129				435,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 218,800	円 247,600	円 292,400	円 314,800	円 331,600	円 359,500	円 405,400	円 442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

消防職員給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	233,300	253,300	275,800	334,300	384,300	433,000	539,500
	2	234,800	255,000	277,200	336,200	386,100	435,500	546,000
	3	236,300	256,600	278,600	338,100	387,900	437,900	551,100
	4	237,800	258,100	279,900	340,000	389,700	440,300	555,300
	5	239,300	259,600	281,100	341,900	391,500	442,700	559,400
	6	240,700	261,100	282,200	343,800	393,300	445,000	562,800
	7	242,100	262,500	283,300	345,700	395,100	447,300	565,400
	8	243,500	263,800	284,500	347,600	396,800	449,600	567,800
	9	244,900	265,100	285,800	349,400	398,500	451,900	569,900
	10	246,300	266,400	287,000	351,200	400,100	454,100	
	11	247,700	267,700	288,300	353,000	401,600	456,400	
	12	249,100	269,000	289,600	354,800	403,100	458,700	
	13	250,500	270,300	290,800	356,600	404,500	460,900	
	14	251,900	271,600	292,000	358,400	405,800	463,000	
	15	253,300	273,000	293,200	360,200	407,100	465,100	
	16	254,700	274,400	294,600	362,000	408,300	467,100	
	17	256,100	275,800	296,100	363,800	409,400	469,100	
	18	257,300	277,200	297,600	365,600	410,500	471,000	
	19	258,500	278,600	299,000	367,400	411,600	472,800	
	20	259,700	279,900	300,500	369,200	412,700	474,500	
	21	260,900	281,200	302,000	371,000	413,800	476,100	
	22	262,100	282,500	303,500	372,800	414,900	477,700	
	23	263,300	283,800	305,000	374,600	416,000	479,200	
	24	264,500	285,000	306,600	376,400	417,000	480,600	
	25	265,600	286,300	308,200	378,200	417,900	481,900	
	26	266,700	287,500	309,700	380,000	418,800	483,100	
	27	267,800	288,800	311,300	381,800	419,700	484,200	
	28	268,900	290,000	312,900	383,500	420,500	485,200	
	29	270,000	291,300	314,500	385,200	421,300	486,100	
	30	271,100	292,500	316,100	386,800	422,000	486,900	
	31	272,200	293,800	317,700	388,400	422,600	487,800	
	32	273,300	295,000	319,200	390,000	423,200	488,600	
	33	274,400	296,300	320,600	391,600	423,800	489,300	
	34	275,500	297,600	321,800	393,100	424,300	490,000	
	35	276,600	298,900	323,000	394,600	424,800	490,700	
	36	277,700	300,100	324,300	396,000	425,400	491,400	
	37	278,800	301,400	325,600	397,200	426,000	492,000	
	38	279,900	302,600	327,000	398,400	426,500	492,600	
	39	281,000	303,900	328,400	399,600	427,000	493,300	
	40	282,100	305,100	329,700	400,800	427,400	494,000	
	41	283,200	306,300	331,000	401,900	427,900	494,700	
	42	284,300	307,600	332,300	403,000	428,300	495,300	
	43	285,400	308,800	333,900	404,100	428,700	496,000	
	44	286,500	309,900	335,500	405,200	429,100	496,700	
	45	287,600	311,100	337,200	406,200	429,500	497,300	
	46	288,700	312,300	338,900	407,100	429,800	497,900	
	47	289,800	313,500	340,600	408,000	430,200	498,600	
	48	291,000	314,600	342,300	408,700	430,500	499,300	
	49	292,200	315,800	344,000	409,400	430,800	499,900	
	50	293,400	317,100	345,800	410,100	431,200	500,600	
	51	294,600	318,400	347,500	410,800	431,500	501,300	
	52	295,800	319,700	349,300	411,400	431,800	501,900	
	53	297,000	321,000	351,100	412,000	432,100	502,500	
	54	298,200	322,400	352,900	412,600	432,400	503,200	
	55	299,400	323,800	354,700	413,100	432,800	503,900	
	56	300,600	325,200	356,500	413,600	433,100	504,500	

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	57	301,800	326,600	358,300	413,900	433,400	505,100	
	58	303,000	328,000	360,100	414,200	433,800	505,700	
	59	304,200	329,500	361,900	414,500	434,100	506,400	
	60	305,400	330,900	363,700	414,800	434,400	507,100	
	61	306,600	332,300	365,500	415,100	434,700	507,700	
	62	307,600	333,900	367,200	415,400	435,000	508,400	
	63	308,600	335,500	369,000	415,700	435,400	509,100	
	64	309,600	337,100	370,700	416,000	435,700	509,700	
	65	310,600	338,800	372,400	416,300	436,100	510,300	
	66	311,500	340,400	374,000	416,600	436,600	511,000	
	67	312,400	342,000	375,500	416,900	437,000	511,700	
	68	313,300	343,700	376,900	417,200	437,400	512,400	
	69	314,200	345,400	378,300	417,500	437,800	513,000	
	70	314,900	347,000	379,500	417,800	438,300	513,700	
	71	315,600	348,600	380,600	418,100	438,700	514,400	
	72	316,300	350,200	381,800	418,400	439,100	515,000	
	73	317,000	351,800	382,900	418,700	439,500	515,600	
	74	317,400	353,400	383,900	419,000	440,000	516,300	
	75	317,800	355,000	384,900	419,300	440,400	517,000	
	76	318,200	356,600	385,800	419,600	440,800	517,600	
	77	318,600	358,200	386,700	419,900	441,200		
	78	319,000	359,600	387,700	420,200	441,600		
	79	319,400	361,000	388,600	420,500	442,100		
	80	319,800	362,400	389,400	420,800	442,500		
	81	320,200	363,800	390,100	421,100	442,900		
	82	320,600	365,000	390,700	421,400	443,300		
	83	321,000	366,200	391,200	421,700	443,700		
	84	321,300	367,400	391,600	422,000	444,100		
	85	321,600	368,600	392,000	422,300	444,500		
	86	321,900	369,800	392,300	422,600	444,900		
	87	322,200	370,700	392,600	422,900	445,300		
	88	322,500	371,600	392,900	423,200	445,700		
	89	322,800	372,500	393,200	423,500	446,100		
	90	323,100	373,300	393,500	423,800	446,500		
	91	323,400	374,100	393,800	424,100	446,900		
	92	323,700	374,900	394,200	424,400	447,300		
	93	324,000	375,600	394,500	424,700	447,700		
	94	324,300	376,300	394,800	425,000	448,100		
	95	324,600	377,000	395,100	425,300	448,500		
	96	324,900	377,700	395,400	425,600	448,900		
	97	325,200	378,300	395,800	425,900	449,300		
	98	325,500	378,900	396,100	426,200	449,700		
	99	325,800	379,500	396,500	426,500	450,100		
	100	326,100	380,100	396,800	426,800	450,500		
	101	326,400	380,700	397,200	427,100	450,900		
	102	326,700	381,300	397,500	427,400	451,300		
	103	327,000	381,900	397,900	427,700	451,700		
	104	327,300	382,500	398,200	428,000	452,100		
	105		383,100	398,600	428,300	452,500		
	106		383,700	398,900	428,600			
	107		384,200	399,200	428,900			
	108		384,700	399,500	429,200			
	109		385,200	399,800	429,500			
	110		385,700	400,100	429,800			
	111		386,200	400,400	430,100			
	112		386,700	400,700	430,400			

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	113		387, 200	401, 000	430, 700			
	114		387, 700	401, 300	431, 000			
	115		388, 200	401, 600	431, 300			
	116		388, 700	401, 900	431, 600			
	117			402, 200	431, 900			
	118			402, 500	432, 200			
	119			402, 800	432, 500			
	120			403, 100	432, 800			
	121			403, 400	433, 100			
	122			403, 800	433, 400			
	123			404, 200	433, 700			
	124			404, 500	434, 000			
	125			404, 900	434, 300			
	126			405, 200	434, 600			
	127			405, 600	434, 900			
	128			406, 000	435, 200			
	129			406, 300	435, 500			
	130			406, 700				
	131			407, 100				
	132			407, 400				
	133			407, 700				
	134			408, 000				
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 218, 800	円 247, 600	円 292, 400	円 314, 800	円 331, 600	円 359, 500	円 405, 400

備考 この表は、消防吏員に適用する。

教育職員給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	225,200	246,900	310,100	349,500	439,000
	2	226,700	248,900	311,800	352,000	440,400
	3	228,200	250,900	313,500	354,400	441,900
	4	229,800	252,900	315,200	356,800	443,400
	5	231,400	254,900	316,900	359,200	444,800
	6	233,500	256,900	318,500	361,500	446,100
	7	235,600	258,900	320,100	363,800	447,400
	8	237,800	260,900	321,500	366,000	448,700
	9	239,900	262,900	323,100	368,200	450,000
	10	242,000	264,900	324,600	370,300	451,300
	11	244,000	266,900	326,000	372,400	452,600
	12	246,000	268,900	327,300	374,400	453,800
	13	248,100	270,900	328,700	376,400	454,900
	14	250,300	272,800	330,100	378,200	456,000
	15	252,600	274,700	331,300	380,000	457,100
	16	254,600	276,600	332,700	381,700	458,200
	17	256,700	278,600	333,900	383,400	459,300
	18	258,900	280,300	335,100	385,000	460,400
	19	261,100	282,000	336,500	386,600	461,500
	20	263,200	283,600	337,900	388,100	462,600
	21	265,400	285,300	339,300	389,600	463,700
	22	267,400	286,800	340,800	391,100	464,800
	23	269,400	288,400	342,400	392,600	465,900
	24	271,400	289,900	344,100	394,000	467,000
	25	273,200	291,500	345,700	395,400	468,100
	26	273,800	293,000	347,400	396,800	469,100
	27	274,400	294,600	349,100	398,200	470,100
	28	275,000	296,100	350,800	399,600	471,100
	29	275,500	297,700	352,400	401,000	472,100
	30	276,400	299,200	354,200	402,300	473,100
	31	277,000	300,800	356,000	403,600	474,100
	32	277,800	302,300	357,700	404,900	475,100
	33	278,400	303,900	359,300	406,200	476,100
	34	279,300	305,400	361,000	407,500	477,000
	35	279,900	307,000	362,700	408,800	477,800
	36	280,700	308,500	364,100	410,100	478,500
	37	281,500	310,000	365,600	411,400	479,300
	38	282,100	311,500	366,900	412,700	480,100
	39	283,000	313,100	368,300	414,000	480,900
	40	283,800	314,600	369,500	415,300	481,700
	41	284,400	316,200	370,700	416,600	482,600
	42	285,100	317,700	371,900	417,900	483,300
	43	285,800	319,300	373,300	419,200	484,100
	44	286,300	320,800	374,700	420,500	484,900
	45	287,000	322,400	376,000	421,800	485,800
	46	287,600	323,800	377,300	423,000	486,600
	47	288,100	325,300	378,800	424,300	487,400
	48	288,700	326,700	380,100	425,600	488,200
	49	289,200	328,200	381,400	426,900	489,100
	50	289,800	329,600	382,800	428,200	489,900
	51	290,400	331,100	384,100	429,500	490,700
	52	290,900	332,600	385,600	430,700	491,500
	53	291,500	334,100	387,100	432,000	492,400
	54	292,100	335,500	388,600	433,200	493,100
	55	292,700	337,000	390,200	434,300	493,700
	56	293,200	338,400	391,800	435,400	494,400

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	57	293,800	339,800	393,200	436,600	495,200
	58	294,400	341,100	394,700	437,700	
	59	295,000	342,400	396,100	438,800	
	60	295,500	343,700	397,500	440,000	
	61	296,100	345,100	398,500	441,100	
	62	296,700	346,400	399,800	442,200	
	63	297,300	347,700	401,100	443,300	
	64	297,900	349,000	402,400	444,400	
	65	298,500	350,300	403,600	445,500	
	66	299,000	351,600	404,700	446,600	
	67	299,600	352,900	405,800	447,600	
	68	300,200	354,200	407,000	448,600	
	69	300,800	355,600	408,100	449,600	
	70	301,300	356,900	409,200	450,500	
	71	302,000	358,200	410,200	451,400	
	72	302,700	359,500	411,300	452,300	
	73	303,500	360,800	412,300	453,100	
	74	304,100	362,100	413,300	453,800	
	75	304,800	363,400	414,200	454,500	
	76	305,400	364,700	415,100	455,100	
	77	306,100	366,000	415,900	455,700	
	78	306,700	367,300	416,800	456,300	
	79	307,500	368,600	417,700	456,900	
	80	308,200	369,900	418,500	457,500	
	81	309,100	371,200	419,200	458,100	
	82	309,900	372,500	419,900	458,600	
	83	310,700	373,800	420,700	459,100	
	84	311,500	375,200	421,500	459,600	
	85	312,400	376,400	422,200	460,000	
	86	313,200	377,800	422,900	460,500	
	87	314,000	379,200	423,700	461,000	
	88	314,800	380,600	424,500	461,500	
	89	315,600	381,700	425,100	462,000	
	90	316,400	382,900	425,800	462,400	
	91	317,200	384,000	426,500	462,900	
	92	318,000	385,300	427,100	463,300	
	93	318,700	386,500	427,600	463,700	
	94	319,500	387,600	428,300	464,200	
	95	320,300	388,800	429,000	464,600	
	96	321,100	390,000	429,800	465,100	
	97	321,800	390,900	430,500	465,500	
	98	322,600	391,800	431,300	465,900	
	99	323,400	392,600	432,100	466,400	
	100	324,200	393,500	432,900	466,900	
	101	325,000	394,300	433,300	467,400	
	102	325,800	395,300	433,900	467,900	
	103	326,600	396,200	434,600	468,400	
	104	327,300	397,100	435,300	468,900	
	105	327,900	397,800	436,100	469,300	
	106	328,700	398,600	436,800	469,700	
	107	329,400	399,400	437,500	470,100	
	108	330,100	400,300	438,200	470,500	
	109	330,900	401,100	438,700	470,900	
	110	331,200	401,900	439,200	471,300	
	111	331,500	402,800	439,700	471,800	
	112	331,800	403,600	440,200	472,300	

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	113	332,300	404,300	440,700	472,700	
	114	332,600	405,100	441,200	473,000	
	115	333,000	405,800	441,700	473,500	
	116	333,400	406,600	442,200	474,000	
	117	333,900	407,300	442,700	474,400	
	118	334,300	407,900	443,100	474,800	
	119	334,600	408,600	443,600	475,200	
	120	335,000	409,200	444,100	475,600	
	121	335,400	409,800	444,700	476,000	
	122	335,800	410,200	445,100		
	123	336,300	410,700	445,600		
	124	336,700	411,300	446,100		
	125	337,000	411,800	446,600		
	126	337,300	412,400	447,100		
	127	337,600	413,000	447,600		
	128	337,900	413,600	448,000		
	129	338,100	414,200	448,600		
	130	338,400	414,700	449,100		
	131	338,700	415,100	449,600		
	132	339,000	415,500	450,100		
	133	339,200	415,900	450,700		
	134	339,400	416,400	451,200		
	135	339,600	416,800	451,700		
	136	339,900	417,300	452,200		
	137	340,100	417,700	452,800		
	138	340,300	418,300			
	139	340,600	418,900			
	140	340,900	419,500			
	141	341,100	419,900			
	142	341,300	420,400			
	143	341,600	420,800			
	144	341,800	421,300			
	145	342,100	421,600			
	146	342,300	422,200			
	147	342,600	422,600			
	148	342,900	423,200			
	149	343,100	423,500			
	150	343,300	424,000			
	151	343,600	424,500			
	152	343,900	424,900			
	153	344,100	425,400			
	154	344,400	425,800			
	155	344,700	426,300			
	156	344,900	426,800			
	157	345,100	427,300			
	158	345,300	427,800			
	159	345,600	428,300			
	160	345,800	428,800			
	161	346,000	429,300			
	162	346,300	429,700			
	163	346,600	430,200			
	164	346,800	430,700			
	165	347,000	431,300			
	166		431,800			
	167		432,300			
	168		432,800			

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	169	円	円	円	円	円
	170		433,300			
	171		433,800			
	172		434,300			
	173		434,700			
	174		435,300			
	175		435,800			
	176		436,300			
	177		436,800			
	178		437,400			
	179		437,900			
	180		438,400			
	181		438,900			
	182		439,500			
	183		439,900			
	184		440,400			
	185		440,900			
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 259,100	円 310,000	円 340,900	円 377,500	円 442,700

備考 この表は、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。

医療職員給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	328,600	396,200	460,300	550,700	586,300
	2	331,000	399,800	462,300	555,900	592,700
	3	333,300	403,400	464,300	559,900	598,700
	4	335,600	406,900	466,300	563,300	604,400
	5	337,900	410,400	468,300	565,800	609,500
	6	340,300	413,900	470,300	568,300	613,800
	7	342,600	417,400	472,300	570,800	618,000
	8	344,900	420,900	474,300	572,600	622,000
	9	347,200	424,400	476,300		625,800
	10	349,600	427,500	478,300		629,300
	11	351,900	430,600	480,300		
	12	354,200	433,600	482,300		
	13	356,400	436,300	484,300		
	14	358,800	438,500	486,300		
	15	361,100	440,600	488,300		
	16	363,400	442,500	490,300		
	17	365,700	444,300	492,200		
	18	368,100	446,100	494,100		
	19	370,400	447,900	496,000		
	20	372,700	449,700	497,900		
	21	375,000	451,500	499,800		
	22	377,400	453,200	501,700		
	23	379,700	455,000	503,500		
	24	382,000	456,800	505,300		
	25	384,100	458,600	507,100		
	26	386,200	460,400	508,900		
	27	388,200	462,200	510,700		
	28	390,100	464,000	512,500		
	29	391,900	465,800	514,300		
	30	393,700	467,300	516,100		
	31	395,500	468,800	517,900		
	32	397,200	470,300	519,700		
	33	398,900	471,800	521,400		
	34	400,500	473,300	523,000		
	35	402,100	474,800	524,500		
	36	403,600	476,300	526,000		
	37	405,100	477,800	527,400		
	38	406,600	479,300	528,800		
	39	408,100	480,800	530,100		
	40	409,500	482,300	531,100		
	41	410,800	483,800	532,000		
	42	411,500	485,200	532,900		
	43	412,200	486,600	533,700		
	44	412,900	488,000	534,500		
	45	413,400	489,300	535,300		
	46	413,800	490,700	536,100		
	47	414,200	492,000	536,900		
	48	414,600	493,300	537,700		
	49	415,000	494,600	538,400		
	50	415,400	495,900	539,100		
	51	415,800	497,200	539,800		
	52	416,200	498,400	540,500		
	53	416,600	499,600	541,200		
	54	417,000	500,100	541,900		
	55	417,400	500,500	542,600		
	56	417,800	501,000	543,300		

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	57	円 418,100	円 501,400	円 544,000	円	円
	58			544,700		
	59			545,300		
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 339,500	円 386,200	円 446,500	円 528,200	円 636,200

備考 この表は、医師及び歯科医師で、人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第 2 特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
1	円 419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

人事給与制度等に関する報告（意見）

少子高齢化が進展する中、昨年の本市の人口は前年と比較して増加したが、将来的には、人口は減少していくことが見込まれている。こうした状況の下で、ますます高度化・多様化・複雑化する市民ニーズに応えていくためには、サービスを提供する市役所が、その変化に適応していくことが一層求められる。

また、デジタル化はもとより、昨今の生成AIは想像を超える速度で進展している。今後、業務の進め方のみならず、職員の働き方にも大きな変化をもたらすことが見込まれ、こうした変化に順応していくことが必要である。

民間企業においては、厳しい経営環境に対応するため、人材戦略に重点を置き、それを経営戦略と連動させることで、企業価値の向上や成長を目指す取組が進められている。

本市においても本年策定された横浜市中期計画2026～2029に「行政運営の最適化」を掲げており、今後これに沿った人材の確保・育成が行われていくことが期待される。

近年、経営における「人」の位置づけは、その価値を維持し向上させていくべき「人的資本」や「人財」として捉え直されている。組織における「人」は、組織価値やサービス価値の向上を生み出す源泉であり、本市の人材育成ビジョンにおいても「人材こそが最も重要な経営資源であり、職員一人ひとりが力を発揮する組織をつくる」とされている。

様々な経験・価値観・能力を有する多様な人材が集い、安心して働き、職員一人ひとりがそれぞれの強みを活かして活躍できることは、組織の対応力や創造力を高め、行政運営の基盤をより確かなものにする。こうした多様性を備え、誰もが活躍できる組織は、質の高い市民サービスの提供につながる。

このような組織を構築していくためには、柔軟な働き方の推進や、職員のキャリア形成の促進、心理的安全性の確保など様々なアプローチが必要とな

る。これらは、誰もが能力を最大限に発揮するための「人への投資」と捉えることが重要である。現状を適切に見極めつつ、先見性を持って取り組み、人を惹きつける魅力的な組織に進化し続けていくことを期待したい。

以下、多様な人材がその能力を十分に発揮し、誰もが活躍できる組織を実現するため、本委員会が必要と考える取組の方向性を報告する。

1 多様で柔軟な働き方の推進

昨年の報告以降、任命権者においては、子育て部分休暇職免の試行実施を始めとした育児・介護に対応した制度改革が行われた。また、本年12月から、制度を活用する職員をサポートする立場の職員に対して、勤勉手当の業務フォロー加算も支給される予定である。こうした、環境の変化に柔軟な制度を整えていくことは、より能力を発揮しやすい職場づくりにつながっていくのではないかと考える。

責任職が担うべきマネジメントには、職員がその能力を十分に発揮できるよう、働き方などの環境を整えることも含まれている。デジタルツールなどを活用した効率化や、制度を利用しやすい職場づくり、業務における不公平感を調整するための対話機会の確保、休暇取得の勧奨といったマネジメントが適切に行われるよう意識の醸成に努められたい。

本年4月に策定された「横浜市職員のワーク&ライフ エンゲージメントプラン」（以下「WEプラン」という。）に掲載された職員アンケート結果¹では、係長昇任試験を受験しない理由として最も多かったものが「仕事時間が長そう・プライベートと両立が難しそう」、また、女性職員の受験率の向上に向けて効果的な取組として最も多かったものが「責任職の働き方の見直し」とされていた。

¹「受験しない又は迷っている・躊躇^{ちゅうちよ}している理由は何ですか。＜複数回答可＞」との設問に対し、女性の58.2%及び男性の37.1%が「仕事時間が長そう・プライベートと両立が難しそう」と回答し、最も多くなった。また、職員と係長を対象とした「女性の係長昇任試験受験率の向上に向けてどのような取組が効果的だと思いますか。＜複数回答可＞」との設問に対し、職員の59.9%と責任職の77.9%が「責任職の働き方の見直し」と回答し、最も多くなった。「あなたは仕事と生活の両方のバランスがとれていると感じていますか。」との設問に対し、「そう思う」又は「まあそう思う」と回答した割合は、職員は65.2%、責任職は69.3%となった（なお、職員については未回答が13.7%あることから、責任職との単純比較には留意が必要であり、未回答を除いて集計した場合、「そう思う」又は「まあそう思う」と回答した割合は75.6%となる。）。

本アンケートからは、係長級に昇任する前の職員が、係長を始めとした責任職の働き方に不安を持っていることが伺われる。こうした不安から、裁量権の大きさや部下職員の成長実感といった責任職の魅力が見えにくくなってしまふことが懸念される。他方、本アンケートでは、責任職自身は、部下である職員が考える以上に職務にやりがいや自己効力感等を感じていることも示され、責任職の約7割が、「仕事と生活の両方のバランスを取れていると思う」と回答しており、責任職においてもワーク・ライフ・バランスの確保が一定程度進んでいることが伺われる。責任職が、職員のみならず、自らの働き方を適切にマネジメントしていくことが組織全体の働きやすさにもつながるため、各種制度を活用した柔軟な働き方が広がっていくことに期待したい。

組織として柔軟な働き方を推進することは、働きやすさを含めた働きがいを実感できる職場づくりにつながり、職員の昇任意欲の向上や離職防止への効果も期待できることから、任命権者による一層の取組に期待するとともに、本委員会においても引き続き研究していきたい。

昨年の報告において、「育児や介護などの事情以外についても、健康経営やリスキリングといった観点から職員を支援するため、例えば、各種部分休業や無給の休暇など、柔軟な働き方の後押しになると考えられる制度についても、引き続き研究されたい。」と述べたところである。

本年人事院が行った「職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告」においては、「無給休暇」の新設が言及された。これは、制度として想定されない多様な事情への対応を可能とするもので、職員の働きやすさや安心感にもつながるため、本市においても他の自治体の導入状況などを踏まえて検討されたい。

また、例えば、国家公務員の勤務時間制度においては、休憩時間の柔軟化²などテレワークやフレックスタイム勤務等の柔軟な働き方を更に発展させる制度もある。こういった制度についても研究し、柔軟な働き方のより一層の推進に取り組まれたい。

² 必要に応じて所定の休憩時間数を超えた休憩時間を設定して、始業時間を前倒し又は終業時間を延長する制度のこと。

2 キャリア形成の支援

キャリアとは、自身の長い職業人生における成長の方向性を考え、自ら学びを進め、経験を積み重ねていくことである。このため、働きがいやキャリアに対する考え方は、一人ひとり異なる。

組織においては、行政課題の高度化・多様化・複雑化や、技術の進展に対応して学び、成長していく機会を支援していくことが、行政運営の持続性を高め、質の高い市民サービスの提供につながると考える。そして、成長を望む職員が責任職としての経験に魅力を感じるようになることもまた、組織力の維持・向上のために重要である。

先に述べた職員アンケート結果において、働き方が重視されている背景には、係長昇任試験の主要な受験者層が、ライフステージの変化に向き合う時期であることも考えられる。これらの世代は同時に、仕事においても学びや経験を広げる機会を多く迎える時期でもある。

昇任に向けての不安を解消するためにも、ライフステージに応じて柔軟に働く責任職の多様なロールモデルを提示し、現在のライフステージだけではなく、20年後、30年後を見据えた長期的なビジョンでキャリアを捉えるよう啓発するなど、任命権者においては、引き続き様々な手法で係長昇任試験の受験の後押しに取り組まれない。

本市では、キャリアアップの方法として、係長昇任試験以外にも、特定分野・業務の専門性を活かす「専任職」といった制度がある。そして、昇任以外にも、職員が自律的に経験を重ね、能力開発に取り組むことができる各種制度が設けられている。庁内副業（i-share）制度は、組織規模や業務の多様性といった本市で働くことの強みを活かした魅力ある成長機会の提供であり、引き続き推進するとともに、人材を送り出した側の意見や感想を積極的に周知し、良い循環を生み出していきたい。

3 多様な人材の活躍

多様な人材の活躍は、担い手を広げ、組織を活性化するのみでなく、多様な経験からの視点・価値観を活かした業務改善による公務の質の向上や組織改革にもつながる。本委員会からは、特に留意いただきたい事項を述べるが、多様な人材の活躍とは、全ての職員の活躍のことである。

男性職員の育児休業取得率は、WEプランの前期計画での目標値を達成してはいないものの、前期計画期間を通じて平均すると1年当たり10%を超えて進捗するなど、職員と組織が一体となって取組を進めていることが伺われる。

一方、本年度の係長昇任試験（事務区分）を受験した女性職員の割合は、18.4%と引き続き男性職員の49.2%と相当の乖離がある。また、男女の給与差異における要因としての部分休業取得や、育児を理由とした退職者に女性の割合が高いことなど、キャリア決定の場面において性別による偏りが生じていることは否定できない。

WEプランにおいては、前期の計画から引き続き令和11年度までの高い目標³が掲げられている。任命権者においては、意識改革を進めながら、目標達成に向けて、男女ともに働きやすさを含めた働きがいを実感できる職場づくりを目指し、男性職員の育児休業取得促進を始めとする共働き・子育てへの支援や女性職員に対する係長昇任試験の受験勧奨に取り組まれない。

また、受験率では男女間に乖離があるものの、昨年度の係長昇任試験における事務区分の女性合格者の割合が51.4%となり、過去最も高い数値となった。本委員会としても、この状況に注目しつつ、女性管理職比率の向上を目指し、引き続き係長昇任試験の受験を躊躇^{ちゅうちよ}する要因の分析に努め、より効果的な受験勧奨や制度の改善を研究していきたい。

障害者雇用においては、本市の雇用率は本年6月時点で2.45%となっており、昨年に引き続き法定雇用率⁴を下回った。

各任命権者においては、事務集約の職場などの増設、ジョブコーチの配置による定着支援など、受入れの増加と定着を図っているが、本年7月に法定雇用率の引上げがあったことから、本市全体でより一層多くの人材を確保する必要がある。

一方で、障害者雇用に関する社会課題は、採用後の能力発揮やキャリア形成といった事項が重視されるようになってきている。障害のある人となない人が一緒に働くインクルーシブな職場も更に広がり、職場における多様性が、

³ 本項に関連する目標としては、男性の育児休業取得率（2週間以上）100%、課長級以上に占める女性割合（2030年代までに）30%、女性職員の係長昇任試験受験率（職員Ⅱ事務区分）50%がある。

⁴ 本市に適用される法定雇用率は、本年6月までは2.8%、本年7月からは3.0%である。

多角的な視点による公務の質の向上や、コミュニケーション力の向上、働き方の見直しにつながることを期待される。

また、採用区分や任用根拠にかかわらず、配慮が求めやすい職場風土や柔軟な働き方の推進といった障害のある人が働きやすい職場づくりに向けて、職員への啓発などにも引き続き取り組まれない。

本市勤務のパートタイム会計年度任用職員は1万人を超えており、市政の推進に欠かせない人材となっている。会計年度任用職員制度は、有期雇用であり、職ごとに労働時間の設定が可能で人事異動がないなど、多様な人材の活躍につながる制度となっている。他方、常勤職員として長期的なキャリア形成を望む会計年度任用職員のニーズには十分に応えきれないため、そうした職員に対しては、本市職員の採用試験等の実施状況を周知するなど、意欲に応じたチャレンジを後押しされたい。

4 人材の定着と確保

本市における若手・中堅となる世代の普通退職者、とりわけ転職による退職者数は、引き続き増加傾向にある。

転職は労働移動の円滑化に伴う社会全体の傾向であり、今後も一定数生じることが見込まれるが、一定の経験を積んだ優秀な職員の退職は組織・職場にとって大きな損失である。

優秀な人材の定着には、より多くの職員が本市での昇任を始めとするキャリアアップを目指したくなる環境や処遇を整備することも重要である。

任命権者においては、今後も職務職責に応じた処遇の確保に努めるとともに、先に述べたように、責任職を始め、全ての職員が働きやすさを含めた働きがいを実感できる職場づくりが、離職を抑制し、人材の定着につながるため、一層の推進に取り組まれない。

任命権者による分析によれば、近年の退職者の一定割合は他の自治体等の公務に転職しており、また30歳台・40歳台の退職者には、ライフイベントを離職の要因とする者が一定の割合存在する。

公務への転職やライフイベントを要因とする離職があることを踏まえると、本市を退職しても、本市や公務に引き続き魅力を感じている層が一定程度あると考えられる。過去の退職者の中から自身の経験や能力を再度本市で

活かしたいと考える層を掘り起こすことは、多様な経験のある、即戦力となる人材の確保にもつながる。このため、いわゆるアルムナイ採用といった仕組みの必要性は高まっており、引き続き、導入に向けて取り組まれない。

生産年齢人口の減少や民間の採用活動の活発化などに伴い、本市の採用状況は厳しさを増している。しかし、そのような中であっても、市民の期待に応え、適切に市民サービスを提供し続けていくためには、より一層、人材の確保に注力していく必要がある。

この間、本委員会としては、試験制度改革、採用広報の強化などに継続して取り組んできた。また、引き続き本年も、初任給の水準に配慮した勧告を行った。今後も、採用環境が一層厳しさを増す中で、より多くの人材に就職先として選ばれるため、拡大する転職市場の動向などを踏まえた社会人経験者の採用を強化するなど、任命権者と引き続き連携し、社会情勢を踏まえた確保策を検討したい。

5 健康と安心の職場環境

健康の維持・向上や職場における物理的・心理的安全性の確保は、すべての職員の能力発揮の基盤である。これらは、一義的には職場単位や個人単位での業務調整や行動の影響は大きいものの、組織として、一定の水準が確保されるようこれを適切にマネジメントする必要があり、これらが健全な職場環境と、組織へのエンゲージメント向上につながる。

教職員以外の市長部局等においては、全庁的な取組を実施しているにもかかわらず、令和7年度の超過勤務実績は、総時間数は前年度から減少しておらず、超過勤務時間数が月80時間を超える人数は増加した。教職員の長時間労働の状況については、様々な取組により一定の改善がみられているが、中学校の教職員について引き続き、2か月連続で時間外在校等時間が月80時間を超える人数が、小学校の教職員を大幅に上回るといった状況がみられている。

あわせて労働基準監督機関としての立場から本委員会が行った昨年の実地調査（以下「実地調査」という。）においては、超過勤務命令や時間外在校等時間の状況が人事委員会規則又は教育委員会規則に定める上限時間数を超えている職員がいる事業場が、引き続き確認された。

長時間労働は、職員の心身の健康障害につながりかねない。任命権者は、引き続き要因の分析を行い、業務の効率化を進め、働き方改革を進めるとともに、さらに、業務量に応じて適正な人員配置を図るなど、長時間労働の是正に取り組まれない。

また、学校の実地調査においては、所定の休憩時間を取得できていない教職員がいる事業場が引き続き確認された。任命権者においては、教職員の働き方改革を推進し、実地調査の結果も踏まえ、改善に向けた取組を強化しているところと認識している。引き続き、所定の休憩が確実に取得できるよう、学校全体の意識を改革するとともに、保護者や児童生徒からの理解促進に努めながら、各学校において、実態を踏まえた実効性のある取組を進められたい。

本市における精神疾患による休職者数は特に若年層において引き続き増加傾向にあるが、他方、退職者数については、必ずしも同様の傾向は見られておらず、メンタルヘルスに係る治療と就業継続の取組が前進していることを示しているとも考えられる。

治療をしながらキャリアを継続し、適切な環境で能力を発揮することへの支援は、柔軟な働き方の推進や多様な人材の活躍といったこれまで挙げたテーマと連続性のあるものであり、これらのテーマを推進する機運が仕事と治療の両立への後押しともなることを期待したい。

6 ハラスメントの防止

ハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つけ、職員の心身の健康や満足度を損なうとともに、円滑な職場運営にも著しい支障が生じ得る、決してあってはならない行為である。また、そのような行為が許容される組織風土は、組織の人材確保と人材定着に深刻な影響を及ぼしかねない。

そのためにも、職員がハラスメントを行うことのないよう啓発を行うとともに、心理的安全性を確保し、ハラスメントにつながる考え方や行動の変容の促進を継続して実施していくことが重要である。

公務職場については、カスタマーハラスメントを受けやすいといったマイナスのイメージが一定程度存在するところである。

本市では、事業者における対応の義務化に先駆けて、昨年４月に「横浜市カスタマーハラスメント対策基本方針」を策定しており、組織として対応マニュアルを整備するとともに弁護士等の専門家との連携といった職員を守る仕組みを整備し、運用している。

このように本市において職員が安心して働ける仕組みは、同時に本市で働くことを希望する人材にとって公務への不安を払拭することにもつながるため、ハラスメント対策について今後も外部に向けて積極的に周知されたい。

また、パワーハラスメントのような組織内部でのハラスメントについては、区局の相談を担当する職員への負担が相当にかかるものとなる。公正な対応を徹底するためにも、相談者の同意のもと、対応方法や留意事項を組織間で共有できる機会を設け、蓄積された知見によるケースワークで対応できる体制を整えるといったことも検討されたい。

ハラスメントに関する責任職への研修や意識啓発はこれまでも行われてきたところである。しかし、なお一層責任職自身の言動や働き方が、周囲の職員の組織や業務に対するエンゲージメントやキャリア観に大きな影響を与えていることを認識することが重要である。このため、安心して働ける職場づくりに向けて自覚的に行動する必要がある。

任命権者においては、このようなことも踏まえ、今後の研修や相談体制の強化・充実に取り組まれない。

先般、「横浜市長の言動にかかる第三者による調査 調査報告書」において、本市のハラスメントの防止及び組織のガバナンスに関する課題が指摘され、具体的措置等の提言がなされた。調査委員からの指摘にもあったように、ガバナンスの抜本的な強化を急ぎ、ハラスメント防止を徹底してほしい。適切な対応を通じて、職員一人ひとりが、安心して働き続けられ、能力を十分に発揮できる組織体制の速やかな構築に取り組まれない。

参 考 資 料

目 次

第 1 部 本市職員給与の実態

(ページ)

横浜市職員給与等実態調査の概要	41
第 1 表 給料表別・級別平均給与月額等	42
第 2 表 給料表別人員等	43
第 3 表 給料表別・年齢別平均給料月額等	62
第 4 表 扶養手当の支給状況	66
第 5 表 住居手当の支給状況	66
第 6 表 管理職手当の支給状況	67

第 2 部 民間給与の実態

(ページ)

職種別民間給与実態調査の概要	71
第 7 表 産業別・企業規模別調査事業所数	71
第 8 表 企業規模別・職種別・学歴別給与月額等	72
第 9 表 民間における特別給の支給状況	80
第10表 民間における冬季賞与の配分状況	80
第11表 職種別・学歴別初任給	81
第12表 民間における給与改定の状況	82
第13表 民間における定期昇給の実施状況	82
第14表 対応級表	83
(参考) ラスパイレス方式による比較とは？	84

第 3 部 労働経済の動向

(ページ)

第15表 労働経済指標	86
-------------	----

第1部 本市職員給与の実態

横浜市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び時期

この調査は、令和8年4月1日を基準日として、本市職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

2 調査対象

(1) 対象職員

一般職の職員のうち、行政職員、消防職員、教育職員、医療職員

(技能職員、企業局職員、会計年度任用職員、休職者及び「横浜市一般職職員の給与に関する条例」附則第43条第1項により給料月額が決定される職員等を除く。)

※ 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員については、第2表その2からその5までの集計にのみ加えている。

(2) 調査人員

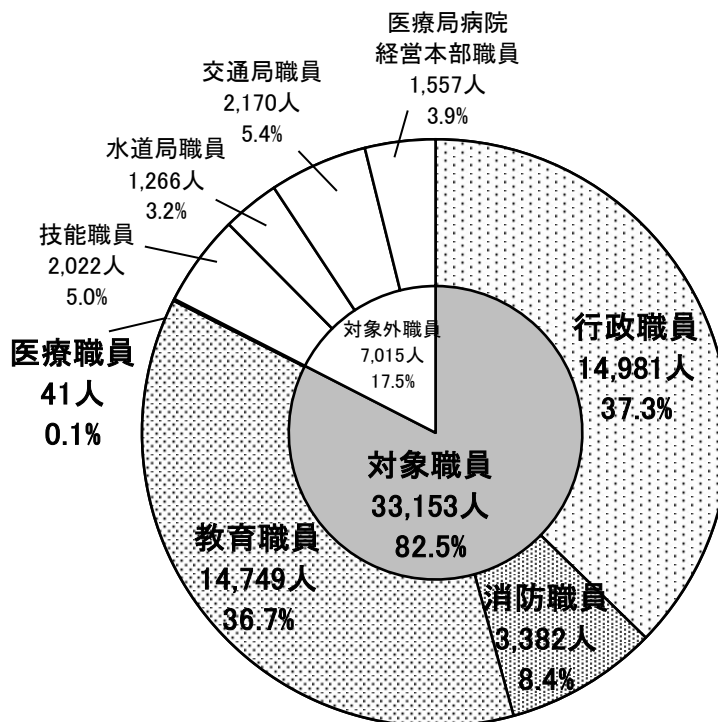
33,153人

3 調査事項

本市職員の適用給料表、級、号給、給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、管理職手当、学歴、性別、年齢等

【職員数内訳】

全職員：40,168人(会計年度任用職員、休職者及び「横浜市一般職職員の給与に関する条例」附則第43条第1項により給料月額が決定される職員等を除く。)



(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入している。

第 1 表 給料表別・級別平均給与月額等

(その 1) 行政職員給料表

級	職員数	平 均 給 与 月 額							平均年齢	平 均 扶 養 親 族 数	平均経験 年 数
		計	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他			
全	人	円	円	円	円	円	円	円	歳	人	年
全	14,981	420,002	346,339	7,078	57,311	4,431	4,774	69	41.3	0.62	18.6
1	2,517	301,929	248,968	485	39,913	12,255	0	308	26.5	0.05	4.4
2	4,553	362,417	301,229	5,000	48,997	7,144	0	47	35.6	0.47	12.7
3	4,029	453,510	383,048	7,897	62,551	5	0	9	50.3	0.67	27.8
4	2,072	468,868	390,750	12,219	64,475	1,423	0	1	45.7	1.08	22.7
5	592	499,069	415,805	14,370	68,828	66	0	0	49.4	1.28	26.2
6	942	616,286	470,446	14,272	85,005	0	46,563	0	51.6	1.19	28.2
7	219	730,367	526,846	11,345	100,740	0	91,436	0	54.6	1.04	31.8
8	57	830,952	574,023	8,447	114,614	0	133,868	0	58.0	0.54	35.6

(その 2) 消防職員給料表

級	職員数	平 均 給 与 月 額							平均年齢	平 均 扶 養 親 族 数	平均経験 年 数
		計	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他			
全	人	円	円	円	円	円	円	円	歳	人	年
全	3,382	409,055	332,959	13,336	55,758	4,809	2,193	0	38.3	1.27	17.3
1	610	300,624	248,878	966	39,975	10,805	0	0	24.2	0.10	3.6
2	1,132	370,828	300,632	12,557	50,110	7,529	0	0	33.1	1.23	11.8
3	1,156	453,004	372,743	17,067	62,370	824	0	0	47.2	1.62	26.3
4	285	484,408	394,211	22,789	66,720	688	0	0	45.3	2.07	23.8
5	75	510,055	417,516	22,187	70,352	0	0	0	48.3	1.92	27.1
6	99	624,987	467,146	19,909	86,205	0	51,727	0	50.5	1.82	28.4
7	25	736,368	525,360	17,620	101,568	0	91,820	0	54.5	1.52	32.7

(その 3) 教育職員給料表

級	職員数	平 均 給 与 月 額							平均年齢	平 均 扶 養 親 族 数	平均経験 年 数
		計	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他			
全	人	円	円	円	円	円	円	円	歳	人	年
全	14,749	447,554	371,239	6,911	60,935	5,774	2,695	0	38.8	0.61	15.5
1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
2	12,152	426,782	356,437	5,456	57,903	6,986	0	0	36.4	0.49	13.2
3	1,746	516,230	431,497	13,403	71,184	146	0	0	48.4	1.15	24.9
4	503	586,476	449,805	15,742	80,893	0	40,036	0	51.3	1.26	27.3
5	347	628,337	472,744	12,396	86,667	0	56,530	0	55.5	1.00	30.9

(注) 「X」は、調査実人数が1人の場合である。

(その４) 医療職員給料表

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他			
全	人 41	円 843,986	円 494,488	円 10,756	円 89,959	円 2,595	円 57,000	円 189,188	歳 49.0	人 1.07	年 23.9
1	4	661,623	365,925	3,750	59,148	16,800	0	216,000	31.4	0.50	7.2
2	7	759,334	445,529	18,429	74,233	5,600	0	215,543	41.6	2.00	16.0
3	9	826,156	478,267	10,833	86,256	0	50,000	200,800	50.5	1.00	25.2
4	20	917,733	540,895	9,975	102,283	0	88,400	176,180	53.6	0.95	28.6
5	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

(注) 「X」は、調査実人数が1人の場合である。

(その５) 全給料表

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他			
全	人 33,153	円 431,895	円 356,235	円 7,647	円 58,805	円 5,065	円 3,650	円 493	歳 39.9	人 0.68	年 17.1

(注) 1 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「切替に伴う差額」を含む。

2 その他は、「初任給調整手当」及び「単身赴任手当(基礎額)」である。なお、本年は、単身赴任手当(基礎額)の支給はない。

第２表 給料表別人員等

(その１) 給料表別・学歴別・性別人員

給料表	職員数	学歴別人員				性別人員	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
行政職員	人 (%) 14,981 (45.2)	人 (%) 12,379 (82.6)	人 (%) 821 (5.5)	人 (%) 1,773 (11.8)	人 (%) 8 (0.1)	人 (%) 7,557 (50.4)	人 (%) 7,424 (49.6)
消防職員	3,382 (10.2)	1,577 (46.6)	54 (1.6)	1,751 (51.8)	0 (0.0)	3,204 (94.7)	178 (5.3)
教育職員	14,749 (44.5)	14,197 (96.3)	544 (3.7)	8 (0.1)	0 (0.0)	6,265 (42.5)	8,484 (57.5)
医療職員	41 (0.1)	41 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (46.3)	22 (53.7)
計	33,153 (100.0)	28,194 (85.0)	1,419 (4.3)	3,532 (10.7)	8 (0.0)	17,045 (51.4)	16,108 (48.6)

(注) 1 ()内の数字は、構成比である。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が一致しない。

(その2) 行政職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1 級 (職員Ⅰ)		2 級 (職員Ⅱ)		3 級 (職員Ⅲ)		4 級 (係長職)		5 級 (課長補佐職)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
全	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
	-	2,517	-	4,553	-	4,029	-	2,072	-	592
1	184,000		247,300		278,200		318,300	1	367,600	1
2	185,200		248,900		279,400		320,200		369,400	
3	186,400		250,500		280,600		322,100		371,200	
4	187,600		252,100		281,800		324,000		373,000	
5	188,800		253,700		283,100		325,900	9	374,800	
6	190,100		255,200		284,500		327,800		376,600	
7	191,400		256,700		286,000		329,700	10	378,400	
8	192,700		258,200		287,500		331,600	22	380,100	
9	194,000		259,700		289,000		333,400	17	381,800	
10	195,300		261,100		290,500		335,200	13	383,400	
11	196,600		262,500		292,100		337,000	6	384,900	
12	197,900		263,900		293,700		338,800	4	386,400	1
13	199,200	6	265,300		295,300		340,600	9	387,800	1
14	200,600	1	266,700	1	296,900		342,400	22	389,100	1
15	202,000	1	268,000	3	298,500		344,200	12	390,400	2
16	203,500		269,300	6	300,100		346,000	10	391,600	
17	205,000	10	270,600	210	301,700		347,800	12	392,700	2
18	206,500	3	271,900	104	303,300		349,600	8	393,800	3
19	208,100	3	273,200	54	304,700		351,400	14	394,900	6
20	209,700		274,500	39	306,100		353,200	9	396,000	2
21	211,300	12	275,800	207	307,500		355,000	22	397,100	5
22	213,500	5	277,100	95	308,900		356,800	9	398,200	1
23	215,700	3	278,400	72	310,300		358,600	29	399,300	4
24	218,100	1	279,700	32	311,700		360,400	12	400,300	4
25	220,700	21	281,000	184	313,100	1	362,200	28	401,200	6
26	223,300	5	282,300	100	314,500		364,000	8	402,100	2
27	225,900	9	283,600	78	315,900		365,800	26	403,000	5
28	228,500		284,900	42	317,300		367,500	11	403,800	1
29	230,900	257	286,200	138	318,700		369,200	40	404,600	15
30	232,900	25	287,500	70	320,400		370,800	7	405,300	5
31	234,800	15	288,800	128	322,100		372,400	40	405,900	14
32	236,500	11	290,100	51	323,900		374,000	8	406,500	5
33	238,000	248	291,400	111	325,700		375,600	26	407,100	12
34	239,300	31	292,700	62	327,500		377,100	14	407,600	6
35	240,600	19	294,000	144	329,300	1	378,600	37	408,100	18
36	241,900	8	295,300	57	331,100		380,000	17	408,700	5
37	243,100	236	296,600	91	332,900		381,200	44	409,300	10
38	244,300	42	297,900	54	334,700	1	382,400	10	409,800	5
39	245,500	18	299,200	167	336,500	2	383,600	32	410,300	11
40	246,700	22	300,500	53	338,300		384,800	21	410,700	6
41	247,900	267	301,800	65	340,100	2	386,000	30	411,200	15
42	249,100	62	303,100	58	341,900		387,200	22	411,600	3
43	250,300	29	304,400	107	343,700	7	388,300	22	412,000	9
44	251,500	40	305,700	59	345,500		389,400	13	412,400	10
45	252,700	319	307,000	90	347,300	16	390,400	35	412,800	10
46	253,900	53	308,300	50	349,100	6	391,300	16	413,100	10
47	255,100	41	309,600	161	350,900	16	392,200	46	413,500	10
48	256,300	42	310,900	48	352,700	2	392,900	14	413,800	8
49	257,500	281	312,200	94	354,400	29	393,600	45	414,100	7
50	258,700	69	313,500	43	356,200	51	394,300	16	414,500	3
51	259,900	53	314,800	140	357,900	81	395,000	31	414,800	10
52	261,100	33	316,100	43	359,600	69	395,600	15	415,100	7

6 級 (課長職)		7 級 (部長職)		8 級 (局区長職)	
給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
円	人	円	人	円	人
-	942	-	219	-	57
415, 800		522, 500	119	569, 300	30
418, 300		529, 000	58	575, 700	19
420, 700		534, 100	28	581, 700	3
423, 100	1	538, 300	7	587, 300	1
425, 500	1	542, 400	7	592, 400	4
427, 800		545, 800		596, 700	
430, 100	1	548, 400		600, 900	
432, 400		550, 800		604, 900	
434, 700	1	552, 900		608, 700	
436, 900	2			612, 200	
439, 200	2				
441, 500	2				
443, 700	7				
445, 800	13				
447, 900	9				
449, 900	10				
451, 900	17				
453, 800	23				
455, 600	19				
457, 300	13				
458, 900	29				
460, 500	35				
462, 000	33				
463, 400	30				
464, 700	25				
465, 900	33				
467, 000	26				
468, 000	23				
468, 900	32				
469, 700	28				
470, 600	35				
471, 400	19				
472, 100	24				
472, 800	24				
473, 500	27				
474, 200	26				
474, 800	34				
475, 400	20				
476, 100	19				
476, 800	27				
477, 500	23				
478, 100	26				
478, 800	17				
479, 500	14				
480, 100	24				
480, 700	18				
481, 400	17				
482, 100	18				
482, 700	11				
483, 400	11				
484, 100	12				
484, 700	11				

級 号給	1 級 (職員Ⅰ)		2 級 (職員Ⅱ)		3 級 (職員Ⅲ)		4 級 (係長職)		5 級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	262,300	26	317,400	92	361,200	76	396,200	29	415,400	15
54	263,500	5	318,700	50	362,700	44	396,800	14	415,700	8
55	264,700	12	320,000	173	364,100	88	397,300	35	416,100	14
56	265,900	5	321,300	34	365,500	59	397,700	13	416,400	10
57	267,100	18	322,600	91	366,800	72	398,000	28	416,700	12
58	268,300	9	323,900	45	368,100	48	398,400	15	417,100	10
59	269,500	7	325,200	162	369,400	53	398,700	31	417,400	8
60	270,700	2	326,500	40	370,600	38	399,000	17	417,700	7
61	271,900	9	327,700	99	371,700	77	399,300	30	418,000	12
62	273,100		328,900	45	372,700	40	399,600	15	418,300	5
63	274,300	4	330,100	93	373,600	54	399,900	30	418,700	5
64	275,500		331,300	37	374,500	37	400,200	11	419,000	10
65	276,700	5	332,500	99	375,400	60	400,500	37	419,400	12
66	277,900	4	333,700	28	376,200	48	400,800	12	419,900	12
67	279,100	10	334,900	58	376,900	63	401,100	28	420,300	6
68	280,300		336,100	23	377,500	27	401,400	12	420,700	5
69	281,500	5	337,200	19	378,100	57	401,700	28	421,100	13
70	282,700	1	338,300	8	378,800	42	402,000	12	421,600	6
71	283,900	6	339,400	6	379,400	77	402,300	28	422,000	6
72	285,100		340,400	8	380,000	29	402,600	14	422,400	4
73	286,300	6	341,400	9	380,500	46	402,900	28	422,800	4
74	287,500	4	342,400	2	380,900	41	403,200	19	423,300	7
75	288,700	5	343,400	4	381,300	70	403,500	23	423,700	7
76	289,900		344,400	2	381,700	42	403,800	17	424,100	9
77	291,100	2	345,400	1	382,100	49	404,100	26	424,500	11
78	292,300	4	346,300		382,500	28	404,400	17	424,900	4
79	293,500	4	347,200	1	382,900	71	404,700	19	425,400	13
80	294,700	1	348,000		383,200	42	405,000	11	425,800	11
81	295,900	5	348,700	1	383,600	55	405,300	14	426,200	12
82	297,100		349,400	2	384,000	41	405,600	22	426,600	8
83	298,300		350,100	3	384,400	55	405,900	21	427,100	13
84	299,300		350,700	1	384,800	47	406,200	17	427,500	8
85	300,100	4	351,300		385,100	46	406,500	23	427,900	5
86	300,900	3	351,900		385,500	42	406,900	16	428,400	8
87	301,500	2	352,500		385,800	57	407,200	24	428,900	10
88	302,100		353,100		386,200	51	407,500	14	429,300	5
89	302,500	3	353,600		386,500	50	407,800	16	429,700	2
90	303,000	1	354,100	1	386,900	53	408,100	13	430,100	4
91	303,400	3	354,600		387,200	53	408,500	16	430,600	1
92	303,900		355,100		387,600	45	408,800	8	431,000	2
93	304,200	4	355,700		387,900	44	409,100	15	431,400	1
94	304,600	1	356,200		388,300	34	409,500	7	431,900	1
95	304,900	2	356,600		388,700	52	409,800	13	432,300	2
96	305,300	2	357,100	1	389,000	39	410,100	13	432,700	1
97	305,700	2	357,600		389,300	43	410,400	14	433,100	
98	306,100		358,100		389,700	35	410,700	12	433,600	
99	306,500	2	358,600		390,100	28	411,000	16	434,100	
100	306,800		359,100		390,400	26	411,400	11	434,500	1
101	307,100	1	359,500	2	390,800	36	411,800	23	434,900	
102	307,400	2	359,800		391,200	29	412,300	7	435,300	
103	307,700	2	360,100		391,600	21	412,700	12	435,700	1
104	308,000		360,400		391,900	30	413,100	17	436,100	

6 級 (課長職)		7 級 (部長職)		8 級 (局区長職)	
円	人	円	人	円	人
485,300	12				
486,000	10				
486,700	13				
487,300	4				
487,900	5				
488,500	6				
489,200	4				
489,900	4				
490,500	3				
491,200	2				
491,900					
492,500					
493,100	1				
493,800	1				
494,500					
495,200	3				
495,800					
496,500					
497,200	1				
497,800					
498,400					
499,100					
499,800					
500,400	1				

級 号給	1 級 (職員Ⅰ)		2 級 (職員Ⅱ)		3 級 (職員Ⅲ)		4 級 (係長職)		5 級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	308,400	23	360,700	2	392,300	31	413,400	27	436,500	
106					392,700	38	413,800	17		
107					393,100	52	414,300	18		
108					393,400	39	414,700	15		
109					393,800	41	415,100	12		
110					394,200	25	415,500	15		
111					394,500	58	416,000	12		
112					394,900	40	416,400	14		
113					395,200	59	416,700	12		
114					395,600	52	417,100	7		
115					396,000	87	417,600	5		
116					396,300	63	418,000	13		
117					396,700	77	418,400	3		
118					397,100	46	418,900	4		
119					397,400	81	419,400	5		
120					397,700	71	419,800	2		
121					398,000	395	420,200	1		
122							420,700			
123							421,100	2		
124							421,500	1		
125							421,900			
126							422,400			
127							422,900			
128							423,300			
129							423,700			
(参考)										
定年前 再任用 短時間 勤務職員	200,300		227,800		269,500		290,100		305,700	
暫定再任用 職員	200,300		227,800	2	269,500	275	290,100	35	305,700	

- (注) 1 表中の太線は各級の最高号給を表す。(以下第2表の各表において同じ。)
- 2 (参考)の給料月額、基準給料月額である。(以下第2表の各表において同じ。)

[illegible]

(その3) 消防職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1 級 (消防士)		2 級 (消防士長)		3 級 (消防司令補等)		4 級 (係長職)		5 級 (課長補佐職)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
全	円 -	人 610	円 -	人 1,132	円 -	人 1,156	円 -	人 285	円 -	人 75
1	221,300	24	239,500		261,800		318,300		367,600	
2	222,800	1	241,200		263,100		320,200		369,400	
3	224,300	13	242,800		264,300		322,100		371,200	
4	225,800		244,300		265,400		324,000		373,000	
5	227,300	12	245,800		266,500	1	325,900	3	374,800	
6	228,700	21	247,300	1	267,600		327,800		376,600	
7	230,100	13	248,700		268,800		329,700	3	378,400	
8	231,500	2	250,000		270,000		331,600	2	380,100	
9	232,900	27	251,300		271,300		333,400		381,800	
10	234,300	13	252,600	8	272,500		335,200	3	383,400	
11	235,700	8	253,900	1	273,800	2	337,000		384,900	
12	237,100	1	255,200	4	275,100		338,800	2	386,400	
13	238,500	23	256,500	1	276,300	3	340,600		387,800	
14	239,900	13	257,800	12	277,500	1	342,400	1	389,100	
15	241,300	7	259,100	2	278,700	4	344,200	1	390,400	
16	242,700	6	260,400	4	280,100		346,000	4	391,600	
17	244,100	68	261,700		281,600	2	347,800	1	392,700	
18	245,300	13	263,000	25	283,100		349,600	2	393,800	
19	246,500	12	264,300	2	284,500	3	351,400		394,900	
20	247,700	2	265,600	5	286,000	1	353,200	2	396,000	
21	248,900	67	266,900	2	287,500	7	355,000	2	397,100	
22	250,100	12	268,200	41	289,000	2	356,800		398,200	1
23	251,300	7	269,500	6	290,500	4	358,600		399,300	
24	252,500	2	270,700	21	292,100		360,400	2	400,300	1
25	253,700	40	272,000	3	293,700	4	362,200		401,200	1
26	254,900	15	273,200	45	295,300	2	364,000	3	402,100	
27	256,100	15	274,500	9	296,900	2	365,800	1	403,000	
28	257,300	7	275,700	15	298,500	1	367,500	4	403,800	
29	258,500	29	277,000	11	300,100	7	369,200	2	404,600	1
30	259,700	7	278,200	62	301,700	2	370,800	4	405,300	
31	260,900	13	279,500	13	303,300	3	372,400		405,900	1
32	262,100	3	280,700	15	304,800	1	374,000	2	406,500	
33	263,300	30	282,000	14	306,200	11	375,600	2	407,100	
34	264,500	7	283,200	62	307,400	2	377,100		407,600	
35	265,700	6	284,500	19	308,500	3	378,600	3	408,100	3
36	266,900	4	285,700	25	309,400		380,000	2	408,700	1
37	268,100	19	287,000	15	311,100	11	381,200	1	409,300	
38	269,300	6	288,200	39	312,800	3	382,400	4	409,800	1
39	270,500	2	289,500	10	314,500	5	383,600	2	410,300	1
40	271,700	1	290,700	31	315,900	1	384,800	6	410,700	1
41	272,900	11	292,000	13	317,300	15	386,000	2	411,200	
42	274,100	3	293,400	19	318,700	8	387,200	5	411,600	3
43	275,300	6	294,700	5	320,400	3	388,300	1	412,000	
44	276,500	1	295,900	26	322,100	4	389,400	4	412,400	1
45	277,700	4	297,200	3	323,900	6	390,400	3	412,800	3
46	278,900	3	298,400	8	325,700	2	391,300	3	413,100	4
47	280,100	2	299,700	5	327,500	9	392,200	4	413,500	2
48	281,300		300,900	27	329,300	2	392,900	2	413,800	1
49	282,500	1	302,200	13	331,100	8	393,600	1	414,100	1
50	283,700		303,600	11	332,900	4	394,300	2	414,500	4
51	284,900	1	305,000	8	334,700	7	395,000	1	414,800	
52	286,100	1	306,400	47	336,500	5	395,600	1	415,100	1

6 級 (課長職)		7 級 (部長職)	
給料月額	人員	給料月額	人員
円	人	円	人
-	99	-	25
415,800		522,500	17
418,300		529,000	5
420,700		534,100	2
423,100		538,300	1
425,500		542,400	
427,800		545,800	
430,100		548,400	
432,400		550,800	
434,700		552,900	
436,900			
439,200			
441,500	1		
443,700	1		
445,800	1		
447,900	2		
449,900			
451,900	1		
453,800	2		
455,600	2		
457,300	2		
458,900	7		
460,500	7		
462,000	3		
463,400	3		
464,700	5		
465,900	8		
467,000	4		
468,000	4		
468,900	5		
469,700	4		
470,600	5		
471,400	1		
472,100	3		
472,800	3		
473,500	4		
474,200	1		
474,800	1		
475,400	4		
476,100			
476,800	3		
477,500	2		
478,100			
478,800			
479,500	3		
480,100	1		
480,700			
481,400	1		
482,100	2		
482,700			
483,400	1		
484,100			
484,700			

級 号給	1 級 (消防士)		2 級 (消防士長)		3 級 (消防司令補等)		4 級 (係長職)		5 級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	287, 300	1	307, 800	13	338, 300	16	396, 200	4	415, 400	
54	288, 500		309, 300	27	340, 100	3	396, 800	4	415, 700	1
55	289, 700		310, 800	9	341, 900	9	397, 300	4	416, 100	1
56	290, 900		312, 300	32	343, 700	1	397, 700	4	416, 400	2
57	292, 100		313, 800	10	345, 500	10	398, 000	6	416, 700	1
58	293, 300		315, 300	13	347, 300	2	398, 400	6	417, 100	2
59	294, 500		316, 800	10	349, 100	18	398, 700	3	417, 400	3
60	295, 700		318, 300	28	350, 900	2	399, 000	6	417, 700	
61	296, 900	1	319, 800	12	352, 700	8	399, 300	1	418, 000	
62	297, 900		321, 500	14	354, 400	5	399, 600	5	418, 300	2
63	298, 900		323, 200	3	356, 200	10	399, 900	3	418, 700	1
64	299, 900		324, 900	29	357, 900	19	400, 200	7	419, 000	3
65	300, 900		326, 600	8	359, 600	19	400, 500	1	419, 400	
66	301, 800		328, 300	8	361, 200	7	400, 800	4	419, 900	
67	302, 700		330, 000	8	362, 700	13	401, 100	3	420, 300	1
68	303, 600		331, 700	31	364, 100	9	401, 400	2	420, 700	1
69	304, 500	1	333, 400	8	365, 500	9	401, 700	5	421, 100	
70	305, 200		335, 000	20	366, 800	9	402, 000	8	421, 600	
71	305, 900		336, 600	10	368, 100	17	402, 300	2	422, 000	3
72	306, 600		338, 200	12	369, 400	6	402, 600	4	422, 400	1
73	307, 300		339, 800	8	370, 600	20	402, 900	1	422, 800	
74	307, 700		341, 400	13	371, 700	15	403, 200	4	423, 300	1
75	308, 100		343, 000	7	372, 700	6	403, 500	3	423, 700	2
76	308, 500		344, 600	18	373, 600	14	403, 800	4	424, 100	1
77	308, 900	1	346, 200	11	374, 500	12	404, 100	1	424, 500	2
78	309, 300		347, 600	10	375, 500	11	404, 400	4	424, 900	2
79	309, 700		349, 000	7	376, 500	11	404, 700	1	425, 400	1
80	310, 100		350, 400	6	377, 000	4	405, 000	1	425, 800	1
81	310, 500		351, 800	5	377, 500	10	405, 300	2	426, 200	1
82	310, 900		353, 000	6	378, 100	10	405, 600	3	426, 600	3
83	311, 300		354, 200	3	378, 800	11	405, 900	2	427, 100	
84	311, 600		355, 400	7	379, 400	14	406, 200	4	427, 500	
85	311, 900		356, 600	1	380, 000	6	406, 500	2	427, 900	1
86	312, 200		357, 800	3	380, 500	15	406, 900	1	428, 400	
87	312, 500		358, 700	3	380, 900	14	407, 200	1	428, 900	1
88	312, 800		359, 600	3	381, 300	11	407, 500	2	429, 300	
89	313, 100		360, 500		381, 700	9	407, 800	4	429, 700	
90	313, 400		361, 300	2	382, 100	7	408, 100	5	430, 100	1
91	313, 700		362, 100	1	382, 500	11	408, 500		430, 600	1
92	314, 000		362, 900		382, 900	2	408, 800		431, 000	
93	314, 300	1	363, 600		383, 200	5	409, 100	4	431, 400	1
94	314, 600		364, 300	2	383, 600	7	409, 500	2	431, 900	1
95	314, 900		365, 000		384, 000	7	409, 800	1	432, 300	
96	315, 200		365, 700		384, 400	9	410, 100		432, 700	1
97	315, 500		366, 300		384, 800	5	410, 400	2	433, 100	
98	315, 800		366, 900		385, 100	9	410, 700	2	433, 600	
99	316, 100		367, 500		385, 500	9	411, 000	5	434, 100	
100	316, 400		368, 100		385, 800	11	411, 400	4	434, 500	
101	316, 700	1	368, 700		386, 200	8	411, 800	3	434, 900	
102	317, 000		369, 300		386, 500	5	412, 300	2	435, 300	
103	317, 300		369, 900		386, 900	5	412, 700	1	435, 700	
104	317, 600		370, 500		387, 200	4	413, 100	2	436, 100	

6 級 (課長職)		7 級 (部長職)	
円	人	円	人
485,300			
486,000	1		
486,700	1		
487,300			
487,900			
488,500			
489,200			
489,900			
490,500			
491,200			
491,900			
492,500			
493,100			
493,800			
494,500			
495,200			
495,800			
496,500			
497,200			
497,800			
498,400			
499,100			
499,800			
500,400			

級 号給	1 級 (消防士)		2 級 (消防士長)		3 級 (消防司令補等)		4 級 (係長職)		5 級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105			371, 100		387, 600	1	413, 400	3	436, 500	
106			371, 700		387, 900	7	413, 800	4		
107			372, 200		388, 300	3	414, 300	4		
108			372, 700		388, 700	9	414, 700	5		
109			373, 200		389, 000	9	415, 100	3		
110			373, 700		389, 300	7	415, 500			
111			374, 200		389, 700	6	416, 000	1		
112			374, 700		390, 100	11	416, 400	1		
113			375, 200		390, 400	7	416, 700	2		
114			375, 700		390, 800	9	417, 100	2		
115			376, 200		391, 200	4	417, 600	4		
116			376, 700	3	391, 600	14	418, 000	1		
117					391, 900	8	418, 400	1		
118					392, 300	22	418, 900	1		
119					392, 700	10	419, 400	3		
120					393, 100	21	419, 800			
121					393, 400	10	420, 200			
122					393, 800	34	420, 700	1		
123					394, 200	10	421, 100			
124					394, 500	21	421, 500			
125					394, 900	9	421, 900			
126					395, 200	13	422, 400			
127					395, 600	15	422, 900	1		
128					396, 000	24	423, 300			
129					396, 300	16	423, 700			
130					396, 700	26				
131					397, 100	9				
132					397, 400	15				
133					397, 700	10				
134					398, 000	146				

(参考)

定年前 再任用 短時間 勤務職員	200, 300		227, 800		269, 500		290, 100		305, 700	
暫定再任用 職員	200, 300		227, 800		269, 500	181	290, 100	5	305, 700	

(その4) 教育職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1 級 (実習助手等)		2 級 (教諭等)		3 級 (主幹教諭)		4 級 (教頭)		5 級 (校長等)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
全	円 -	人 1	円 -	人 12, 152	円 -	人 1, 746	円 -	人 503	円 -	人 347
1	214, 100		234, 900		293, 900		332, 800		421, 900	
2	215, 600		236, 900		295, 600		335, 300		423, 300	
3	217, 100		238, 900		297, 300		337, 700		424, 800	
4	218, 700		240, 900		299, 000		340, 100		426, 300	
5	220, 300		242, 900		300, 700		342, 500		427, 700	
6	222, 300		244, 900		302, 300		344, 800		429, 000	
7	224, 300		246, 900	3	303, 900		347, 100		430, 300	
8	226, 300		248, 900		305, 300		349, 300		431, 600	
9	228, 300		250, 900		306, 900		351, 500		432, 900	
10	230, 400		252, 900		308, 400		353, 600		434, 200	
11	232, 400		254, 900	3	309, 800		355, 700		435, 500	
12	234, 400		256, 900	1	311, 100		357, 700		436, 700	1
13	236, 400		258, 900	1	312, 500		359, 700		437, 800	2
14	238, 600		260, 800		313, 900		361, 500		438, 900	
15	240, 800		262, 700	2	315, 100		363, 300		440, 000	2
16	242, 800		264, 600		316, 500		365, 000		441, 100	
17	244, 900		266, 500	485	317, 700		366, 700		442, 200	
18	247, 100		268, 200	1	318, 900		368, 300		443, 300	
19	249, 400		269, 800	44	320, 300		369, 900		444, 400	2
20	251, 500		271, 400	6	321, 700		371, 400		445, 500	
21	253, 800		273, 000	424	323, 100		372, 900		446, 600	
22	255, 800		274, 500	2	324, 600		374, 400		447, 700	
23	257, 800		276, 000	41	326, 200		375, 900		448, 800	2
24	259, 800		277, 500	14	327, 900		377, 300		449, 900	
25	261, 600		279, 000	463	329, 600		378, 700		451, 000	2
26	262, 400		280, 500	6	331, 300		380, 100		452, 000	1
27	263, 200		282, 000	61	333, 000		381, 500		453, 000	2
28	263, 900		283, 500	14	334, 700		382, 900		454, 000	4
29	264, 600		285, 000	463	336, 400		384, 300		455, 000	6
30	265, 500		286, 500	9	338, 200		385, 600		456, 000	3
31	266, 200		288, 000	61	340, 000		386, 900		457, 000	6
32	267, 000		289, 500	24	341, 700		388, 200		458, 000	5
33	267, 600		291, 000	465	343, 300		389, 500		459, 000	5
34	268, 500		292, 500	6	345, 000		390, 800		459, 900	11
35	269, 200		294, 000	72	346, 700	2	392, 100		460, 700	7
36	270, 000		295, 500	32	348, 100	1	393, 400		461, 400	7
37	270, 800		297, 000	408	349, 600		394, 700		462, 200	6
38	271, 400		298, 500	23	350, 900		396, 000		463, 000	10
39	272, 300		300, 000	87	352, 300	1	397, 300		463, 800	8
40	273, 100		301, 500	32	353, 700		398, 600		464, 600	13
41	273, 800		303, 000	348	355, 000	1	399, 900		465, 500	9
42	274, 500		304, 500	24	356, 300		401, 200		466, 200	14
43	275, 200		306, 000	68	357, 900	5	402, 500		467, 000	11
44	275, 800		307, 500	16	359, 400	2	403, 800		467, 800	11
45	276, 600		309, 000	312	360, 800	4	405, 100		468, 700	23
46	277, 200		310, 400	29	362, 300	7	406, 400		469, 500	11
47	277, 700		311, 800	74	363, 900	2	407, 700		470, 300	11
48	278, 300		313, 200	32	365, 300	1	409, 000		471, 100	10
49	278, 900		314, 600	285	366, 700	8	410, 300		472, 000	13
50	279, 500		316, 000	31	368, 300	6	411, 600	1	472, 800	10
51	280, 100		317, 400	77	369, 700	7	412, 900		473, 600	16
52	280, 700		318, 800	20	371, 300	9	414, 100		474, 400	12

級 号給	1 級 (実習助手等)		2 級 (教諭等)		3 級 (主幹教諭)		4 級 (教頭)		5 級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	281, 300		320, 200	226	372, 900	11	415, 300	3	475, 300	8
54	281, 900		321, 600	36	374, 500	6	416, 500		476, 000	15
55	282, 500		323, 000	114	376, 100	10	417, 600	2	476, 600	11
56	283, 100		324, 400	27	377, 700	4	418, 700		477, 300	13
57	283, 700	1	325, 800	170	379, 100	12	419, 800		478, 100	44
58	284, 300		327, 100	35	380, 600	8	420, 900	3		
59	284, 900		328, 400	143	382, 000	12	422, 000	5		
60	285, 500		329, 700	25	383, 400	15	423, 100	5		
61	286, 100		331, 000	149	384, 500	16	424, 200	6		
62	286, 700		332, 300	47	385, 800	14	425, 300	1		
63	287, 300		333, 600	191	387, 100	16	426, 400	3		
64	287, 900		334, 900	30	388, 400	11	427, 500	1		
65	288, 500		336, 200	128	389, 700	21	428, 600	1		
66	289, 100		337, 500	61	390, 800	27	429, 700	6		
67	289, 700		338, 800	224	391, 900	33	430, 700	1		
68	290, 300		340, 100	39	393, 100	19	431, 700	5		
69	290, 900		341, 400	117	394, 300	22	432, 700	5		
70	291, 500		342, 700	49	395, 400	23	433, 600	6		
71	292, 200		344, 000	188	396, 500	20	434, 500	5		
72	292, 900		345, 300	56	397, 600	22	435, 400	3		
73	293, 700		346, 600	112	398, 700	28	436, 200	8		
74	294, 300		347, 900	48	399, 700	24	436, 900	9		
75	295, 000		349, 200	200	400, 600	28	437, 600	11		
76	295, 600		350, 500	59	401, 500	23	438, 200	10		
77	296, 300		351, 800	141	402, 400	38	438, 800	7		
78	296, 900		353, 100	68	403, 300	21	439, 400	9		
79	297, 700		354, 400	162	404, 200	34	440, 000	8		
80	298, 400		355, 700	51	405, 000	16	440, 600	11		
81	299, 300		357, 000	153	405, 700	32	441, 200	11		
82	300, 100		358, 300	61	406, 400	25	441, 700	9		
83	300, 900		359, 600	148	407, 200	32	442, 200	10		
84	301, 700		361, 000	71	408, 000	32	442, 700	15		
85	302, 600		362, 300	137	408, 700	31	443, 100	10		
86	303, 400		363, 700	53	409, 400	23	443, 600	7		
87	304, 200		365, 100	111	410, 200	37	444, 100	11		
88	305, 000		366, 500	70	411, 000	23	444, 600	13		
89	305, 800		367, 700	120	411, 600	33	445, 100	4		
90	306, 600		368, 900	58	412, 300	27	445, 500	10		
91	307, 400		370, 100	109	413, 000	36	446, 000	11		
92	308, 200		371, 400	65	413, 600	35	446, 400	9		
93	308, 900		372, 700	132	414, 200	35	446, 800	9		
94	309, 700		373, 800	64	414, 900	27	447, 300	13		
95	310, 500		375, 100	93	415, 600	21	447, 700	8		
96	311, 300		376, 300	72	416, 400	24	448, 200	11		
97	312, 100		377, 300	121	417, 100	21	448, 600	19		
98	312, 900		378, 300	72	417, 900	20	449, 000	10		
99	313, 700		379, 200	116	418, 700	25	449, 500	14		
100	314, 500		380, 100	53	419, 500	36	450, 000	13		
101	315, 300		381, 000	81	420, 000	24	450, 500	10		
102	316, 100		382, 000	66	420, 600	21	451, 000	11		
103	316, 900		383, 000	76	421, 300	23	451, 500	9		
104	317, 600		383, 900	59	422, 000	19	452, 000	4		

級 号給	1 級 (実習助手等)		2 級 (教諭等)		3 級 (主幹教諭)		4 級 (教頭)		5 級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	318, 200		384, 700	106	422, 800	19	452, 500	9		
106	319, 000		385, 500	68	423, 500	21	453, 000	10		
107	319, 700		386, 400	62	424, 200	23	453, 500	4		
108	320, 400		387, 300	62	424, 900	23	454, 000	7		
109	321, 200		388, 200	73	425, 500	19	454, 500	6		
110	321, 500		389, 100	67	426, 000	16	455, 000	9		
111	321, 800		390, 000	76	426, 500	12	455, 600	7		
112	322, 100		390, 900	57	427, 000	24	456, 200	4		
113	322, 600		391, 700	75	427, 500	23	456, 700	6		
114	322, 900		392, 500	79	428, 000	22	457, 200	5		
115	323, 300		393, 300	73	428, 500	17	457, 800	9		
116	323, 700		394, 100	49	429, 000	24	458, 400	6		
117	324, 200		394, 900	70	429, 600	23	458, 900	4		
118	324, 600		395, 600	78	430, 000	13	459, 400	6		
119	324, 900		396, 300	65	430, 500	17	460, 000	3		
120	325, 300		397, 000	62	431, 000	15	460, 600	6		
121	325, 700		397, 600	59	431, 600	24	461, 100	16		
122	326, 100		398, 100	61	432, 000	17				
123	326, 600		398, 700	74	432, 500	18				
124	327, 000		399, 300	45	433, 000	13				
125	327, 300		399, 900	52	433, 600	13				
126	327, 600		400, 600	35	434, 100	13				
127	327, 900		401, 200	48	434, 600	10				
128	328, 200		401, 800	40	435, 000	11				
129	328, 400		402, 400	42	435, 600	10				
130	328, 700		402, 900	44	436, 100	7				
131	329, 000		403, 300	35	436, 600	7				
132	329, 300		403, 700	30	437, 100	6				
133	329, 500		404, 200	50	437, 700	8				
134	329, 700		404, 700	47	438, 200	7				
135	329, 900		405, 100	27	438, 700	3				
136	330, 200		405, 600	31	439, 200	2				
137	330, 400		406, 100	22	439, 800	14				
138	330, 600		406, 700	29						
139	330, 900		407, 300	32						
140	331, 200		407, 900	36						
141	331, 400		408, 300	30						
142	331, 600		408, 800	26						
143	331, 900		409, 300	25						
144	332, 100		409, 800	27						
145	332, 400		410, 200	29						
146	332, 600		410, 800	18						
147	332, 900		411, 300	19						
148	333, 200		411, 900	24						
149	333, 400		412, 300	25						
150	333, 600		412, 800	21						
151	333, 900		413, 300	26						
152	334, 200		413, 700	21						
153	334, 400		414, 300	20						
154	334, 700		414, 700	21						
155	335, 000		415, 200	14						
156	335, 200		415, 700	11						

級 号給	1 級 (実習助手等)		2 級 (教諭等)		3 級 (主幹教諭)		4 級 (教頭)		5 級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
157	335, 400		416, 300	14						
158	335, 600		416, 800	14						
159	335, 900		417, 300	21						
160	336, 100		417, 800	13						
161	336, 300		418, 400	11						
162	336, 600		418, 800	12						
163	336, 900		419, 300	16						
164	337, 100		419, 800	11						
165	337, 300		420, 400	9						
166			420, 900	8						
167			421, 400	8						
168			421, 900	8						
169			422, 500	3						
170			423, 000	6						
171			423, 500	3						
172			423, 900	8						
173			424, 500	5						
174			425, 000	2						
175			425, 500	2						
176			426, 000	5						
177			426, 600	3						
178			427, 100	2						
179			427, 600	2						
180			428, 100	2						
181			428, 700	4						
182			429, 100	3						
183			429, 600	2						
184			430, 100	3						
185			430, 700	8						

(参考)

定年前 再任用 短時間 勤務職員	238, 400		285, 800		314, 300		349, 100		425, 600	
暫定再任用 職員	238, 400		285, 800	311	314, 300		349, 100	10	425, 600	71

(注) 各級の人員数が1人の場合は、各号給の該当人員数を空欄としている。

(その5) 医療職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1 級 (医師等)		2 級 (係長職)		3 級 (課長職)		4 級 (部長職)		5 級 (局長職)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
全	円 -	人 4	円 -	人 7	円 -	人 9	円 -	人 20	円 -	人 1
1	315,900		379,700		442,000		533,700	10	569,300	
2	318,200		383,300		444,000		538,900	2	575,700	
3	320,500		386,900		446,000		542,900	1	581,700	
4	322,800		390,400		448,000	2	546,300	1	587,300	
5	325,100		393,900		450,000		548,800	2	592,400	
6	327,400		397,400		452,000		551,300	1	596,700	
7	329,700		400,900		454,000		553,800	1	600,900	
8	332,000		404,400		456,000	1	555,600	2	604,900	
9	334,300	1	407,900		458,000				608,700	
10	336,600		411,000		460,000	1			612,200	
11	338,900		414,100		462,000					
12	341,200		417,100		464,000					
13	343,500		419,800		466,000					
14	345,800		422,000		468,000					
15	348,100		424,100	1	470,000					
16	350,400		426,000		472,000					
17	352,700		427,800		473,900					
18	355,000		429,600	1	475,800					
19	357,300		431,400		477,700	1				
20	359,600		433,200		479,600					
21	361,900		435,000		481,500					
22	364,200		436,800		483,400					
23	366,500		438,600		485,200					
24	368,800	2	440,400		487,000					
25	370,900		442,200	1	488,800	1				
26	373,000		444,000		490,600					
27	374,900		445,800		492,400					
28	376,800		447,600	1	494,200	1				
29	378,600		449,400		496,000					
30	380,400		450,900		497,800					
31	382,200		452,400	1	499,600					
32	383,900		453,900		501,400					
33	385,600		455,400		503,100					
34	387,200		456,900		504,700	1				
35	388,800		458,400	1	506,200					
36	390,300		459,900		507,700					
37	391,800	1	461,400		509,100					
38	393,300		462,900		510,500					
39	394,800		464,400	1	511,800					
40	396,200		465,900		512,800					
41	397,600		467,400		513,700					
42	398,300		468,900		514,600					
43	399,000		470,300		515,400					
44	399,700		471,700		516,200					
45	400,300		473,000		517,000					
46	400,800		474,400		517,800					
47	401,200		475,700		518,600					
48	401,600		477,000		519,400					
49	402,000		478,300		520,100					
50	402,400		479,600		520,800					
51	402,800		480,900		521,500					
52	403,200		482,100		522,200					

級 号給	1 級 (医師等)		2 級 (係長職)		3 級 (課長職)		4 級 (部長職)		5 級 (局長職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	403, 600		483, 300		522, 900					
54	404, 000		483, 800		523, 600					
55	404, 400		484, 200		524, 300					
56	404, 800		484, 700		525, 000					
57	405, 100		485, 100		525, 700					
58					526, 400					
59					527, 000	1				

(参考)

定年前 再任用 短時間 勤務職員	317, 000		361, 200		412, 800		488, 500		590, 500	
---------------------------	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--

(注) 各級の人員数が1人の場合は、各号給の該当人員数を空欄としている。

第3表 給料表別・年齢別平均給料月額等
(その1) 給料表別・年齢別平均給料月額・人員

給料表 年齢	行政職員		消防職員		教育職員	
	円	人	円	人	円	人
全	346,339	14,981	332,959	3,382	371,239	14,749
18	199,200	6	221,300	23	-	-
19	204,727	11	225,396	26	-	-
20	209,331	16	230,005	44	259,245	3
21	218,193	30	234,419	47	267,645	3
22	230,485	261	242,157	92	279,946	486
23	237,255	291	247,456	94	286,508	456
24	242,470	299	252,011	82	293,015	539
25	247,282	324	257,556	95	299,229	543
26	251,751	425	264,026	105	305,243	539
27	256,160	411	268,876	122	311,582	515
28	266,003	411	275,549	112	317,365	480
29	272,439	402	280,955	133	324,268	414
30	278,479	375	287,148	124	329,678	384
31	285,367	404	292,146	83	334,921	369
32	290,975	364	298,344	82	340,838	377
33	298,339	365	305,424	93	347,485	376
34	301,188	370	311,054	98	352,815	418
35	310,053	404	319,289	97	358,014	415
36	316,499	389	322,414	94	364,442	445
37	323,730	426	332,870	101	369,772	472
38	330,698	446	342,657	92	376,270	432
39	335,563	418	348,671	86	381,101	412
40	348,234	427	359,659	96	387,437	394
41	359,023	415	361,514	79	394,751	424
42	367,161	455	370,700	97	398,820	472
43	375,853	438	382,068	81	404,592	418
44	379,631	458	380,464	96	408,848	367
45	385,905	398	387,507	89	412,502	396
46	393,788	416	399,133	67	417,484	416
47	400,737	411	397,696	51	420,651	409
48	403,115	379	403,660	81	424,233	390
49	407,964	360	406,256	45	427,753	350
50	405,287	399	413,749	53	428,965	337
51	410,460	362	407,368	91	433,625	324
52	417,105	399	406,673	94	437,405	310
53	413,702	452	409,108	78	439,107	310
54	419,304	426	413,211	66	441,913	245
55	417,484	456	412,345	66	442,897	196
56	422,346	434	407,880	50	446,220	195
57	421,049	371	404,207	60	446,888	250
58	420,110	365	405,946	50	450,093	235
59	418,245	293	408,418	67	452,672	231
60以上	478,974	19	-	-	441,868	2

(注) 給料月額には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「切替に伴う差額」を含む。(その2)も同じ。

医療職員	
円	人
494, 488	41
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
334, 300	1
-	-
-	-
368, 800	1
368, 800	1
-	-
-	-
-	-
-	-
407, 950	2
-	-
429, 600	1
452, 400	1
-	-
442, 200	1
464, 400	1
519, 200	2
477, 700	1
458, 400	1
479, 100	3
490, 850	2
536, 300	2
514, 575	4
533, 700	1
-	-
-	-
524, 900	2
512, 850	4
-	-
542, 600	2
-	-
537, 900	2
533, 700	1
548, 720	5

(その2) 行政職員給料表の級別・年齢別平均給料月額・人員

級 年齢	1 級 (職員Ⅰ)		2 級 (職員Ⅱ)		3 級 (職員Ⅲ)		4 級 (係長職)		5 級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
全	248,968	2,517	301,229	4,553	383,048	4,029	390,750	2,072	415,805	592
18	199,200	6	-	-	-	-	-	-	-	-
19	204,727	11	-	-	-	-	-	-	-	-
20	209,331	16	-	-	-	-	-	-	-	-
21	218,193	30	-	-	-	-	-	-	-	-
22	230,485	261	-	-	-	-	-	-	-	-
23	237,255	291	-	-	-	-	-	-	-	-
24	242,470	299	-	-	-	-	-	-	-	-
25	247,282	324	-	-	-	-	-	-	-	-
26	251,751	425	-	-	-	-	-	-	-	-
27	256,160	411	-	-	-	-	-	-	-	-
28	257,581	162	271,482	249	-	-	-	-	-	-
29	259,032	76	275,254	324	-	-	325,900	2	-	-
30	261,264	44	279,279	321	-	-	328,550	10	-	-
31	263,900	21	283,683	360	-	-	331,317	23	-	-
32	270,809	11	288,336	328	-	-	334,472	25	-	-
33	276,567	9	293,833	319	-	-	340,247	36	-	-
34	277,660	20	297,099	310	313,100	1	345,446	39	-	-
35	283,233	9	302,902	335	-	-	354,002	60	-	-
36	283,060	10	308,673	315	354,400	1	360,218	62	367,600	1
37	288,700	11	313,214	327	338,900	3	367,357	82	390,733	3
38	288,460	5	318,663	341	336,500	1	373,651	96	392,667	3
39	300,567	3	322,417	319	352,600	2	378,094	82	396,991	11
40	291,580	5	324,443	221	359,547	81	384,210	101	400,411	19
41	298,780	5	324,007	129	361,530	151	386,977	98	405,441	27
42	301,386	7	325,579	96	364,795	205	391,295	103	406,226	27
43	302,983	6	327,902	52	367,905	221	394,124	102	409,027	37
44	307,000	3	324,171	45	370,977	240	395,762	107	410,792	37
45	300,900	1	326,008	36	374,914	211	398,914	84	411,779	29
46	306,475	4	329,079	19	378,571	226	398,649	79	412,723	30
47	306,475	4	331,511	18	380,649	198	400,771	86	414,894	32
48	301,700	2	331,683	12	382,940	206	402,101	67	415,195	20
49	307,033	3	326,485	13	383,802	164	403,159	74	416,760	30
50	306,200	3	332,763	8	384,893	203	403,787	82	416,583	36
51	308,400	2	333,350	10	386,569	196	405,456	57	418,800	23
52	303,400	1	334,225	4	388,406	191	406,845	77	419,989	27
53	307,450	4	334,560	5	391,118	235	407,762	86	421,381	36
54	308,400	2	335,280	5	392,659	217	409,825	76	422,854	37
55	308,400	2	327,360	5	393,727	242	411,535	81	425,405	38
56	308,400	3	333,088	8	394,831	237	412,444	54	424,890	31
57	308,400	2	331,780	5	395,125	199	412,738	55	424,900	28
58	308,400	2	344,800	2	394,740	216	413,376	46	425,505	19
59	-	-	333,786	7	395,142	182	413,571	38	427,809	11
60以上	308,400	1	330,340	5	-	-	399,100	2	-	-

第4表 扶養手当の支給状況

受給職員数	非受給職員数	計	1人当たり 平均手当額
人 (%) 11,548 (34.8)	人 (%) 21,605 (65.2)	人 (%) 33,153 (100.0)	円 7,647

(注) () 内の数字は、調査対象職員数を100とした場合の割合である。

扶 養 親 族 数				計
配偶者	子	父母等		
課長級以下		部長級	課長級以下	
3,500円	11,500円	3,500円	6,500円	
人 (%) 3,405 (15.1)	人 (%) 18,860 (83.9)	人 (%) 3 (0.0)	人 (%) 213 (0.9)	人 (%) 22,481 (100.0)

- (注) 1 本表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。
2 () 内の数字は、扶養親族数の合計を100とした場合の割合である。
3 () 内の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が一致しない。
4 子の扶養手当の金額は、扶養する子の年齢によって加算される場合がある（子1人につき5,000円）。

第5表 住居手当の支給状況

受給職員数		非受給職員数	計	1人当たり 平均手当額
30歳未満	30歳以上 40歳未満			
人 (%) 3,948 (11.9)	人 (%) 2,927 (8.8)	人 (%) 26,278 (79.3)	人 (%) 33,153 (100.0)	円 5,065

(注) () 内の数字は、調査対象職員数を100とした場合の割合である。

第6表 管理職手当の支給状況

区 分	該 当 職 員 数		1 人 当 たり 平 均 支 給 額
	人	(%)	円
局 区 長 級	58	(2.7)	133,612
部 長 級	264	(12.5)	91,242
課 長 級	947	(44.7)	52,200
校 長	343	(16.2)	56,595
校 長 代 理	4	(0.2)	51,000
教 頭	503	(23.7)	40,036
受 給 職 員 計	2,119	(100.0)	57,114

(注) () 内の数字は、受給職員計を100とした場合の割合である。

第2部 民間給与の実態

職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院並びに都道府県、指定都市及び特別区等の各人事委員会

3 調査の範囲

(1) 対象事業所

企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所 1,368事業所

(2) 対象職種

76職種（うち、初任給関係職種18職種）

事務・技術（支店長、工場長、部長、課長、係長、係員等）、医療教育関係職種等

(3) 従業員数（母集団の推定数）

134,784人

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

前記3(1)の事業所を産業、企業規模、本店・支店の別により15層に分類し、これらの層から274事業所を無作為に抽出した。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を実施した。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

12,694人（うち、初任給関係職種1,378人）

5 集計方法

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第7表 産業別・企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	計	100人～ 499人	500人～ 999人	1,000人～ 2,999人	3,000人 以上
産業計	201	65	29	52	55
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	14	7	2	2	3
製造業	52	19	9	10	14
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	44	16	2	15	11
卸売業、小売業	21	3	5	4	9
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	11	2	1	3	5
教育、学習支援業、医療、福祉、 サービス業	59	18	10	18	13

（注）上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が67、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6あった。

第8表 企業規模別・職種別・学歴別給与月額等

(その1) 公民給与比較の職種

1 全規模

調査実人員計 10,620 人

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	平 均 給 与 月 額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務	支 店 長	19	53.98	809,478	5,035	804,443	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	15	53.08	800,324	7,078	793,246	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	4	56.20	832,034	0	832,034	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場	工 場 長	11	52.33	926,779	0	926,779	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	10	52.68	981,434	0	981,434	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	X	X	X	X	X	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	事 務 部 長	456	53.01	714,896	3,032	711,864	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	364	52.72	727,932	2,576	725,356	
	短 大 卒	40	53.08	681,042	4,268	676,774	
	高 校 卒	52	54.97	647,673	5,348	642,325	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	技 術 部 長	247	51.63	736,683	8,109	728,574	同 上
	大 学 卒	201	51.33	754,624	7,982	746,643	
	短 大 卒	22	52.34	672,141	4,225	667,916	
	高 校 卒	23	53.53	642,876	12,886	629,990	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
保 険	事 務 部 次 長	215	50.58	715,773	4,908	710,866	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職 (部長一課長間)
	大 学 卒	169	49.78	740,063	5,337	734,725	
	短 大 卒	17	55.75	614,871	1,277	613,594	
	高 校 卒	29	53.95	578,637	3,611	575,026	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 次 長	72	52.54	720,210	5,116	715,093	同 上
	大 学 卒	63	52.35	733,079	5,831	727,247	
	短 大 卒	6	51.34	595,522	0	595,522	
	高 校 卒	3	58.71	687,643	0	687,643	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	平 均 給 与 月 額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
事	事 務 課 長	969	48.53	631,416	36,046	595,370	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	733	47.65	646,427	42,335	604,092	
	短 大 卒	110	50.66	591,214	21,968	569,246	
	高 校 卒	125	52.35	571,518	8,206	563,312	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
務	技 術 課 長	679	49.05	625,867	19,027	606,840	同 上
	大 学 卒	535	48.65	637,927	20,448	617,479	
	短 大 卒	76	49.75	567,378	14,257	553,121	
	高 校 卒	68	51.97	579,147	11,105	568,042	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技	事 務 課 長 代 理	226	47.34	560,621	49,524	511,097	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	164	45.40	573,265	56,219	517,047	
	短 大 卒	33	53.04	511,390	28,467	482,923	
	高 校 卒	28	51.98	548,992	37,338	511,654	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
術	技 術 課 長 代 理	179	47.93	571,396	72,581	498,815	同 上
	大 学 卒	143	47.46	576,669	73,241	503,429	
	短 大 卒	23	51.28	545,785	68,662	477,123	
	高 校 卒	13	48.10	545,864	70,723	475,141	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関	事 務 係 長	594	44.76	522,001	62,020	459,982	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	433	43.20	527,176	64,480	462,696	
	短 大 卒	82	48.13	514,417	54,782	459,635	
	高 校 卒	78	50.83	498,447	55,663	442,785	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
係	技 術 係 長	493	46.55	577,976	85,277	492,699	同 上
	大 学 卒	364	45.75	588,632	86,202	502,431	
	短 大 卒	55	49.34	498,175	60,119	438,056	
	高 校 卒	74	50.65	555,611	97,236	458,375	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	平 均 給 与 月 額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	人 歳 円 円 円						
	事 務 主 任	575	43.56	447,786	55,098	392,688	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任 のうち、課長代理以上に直属し、部 下を有する者 係長等のいない事業所において、職 能資格等が上記主任と同等と認めら れる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	383	41.39	456,455	58,690	397,765	
	短 大 卒	93	47.47	435,106	50,486	384,620	
	高 校 卒	99	48.12	426,847	45,816	381,032	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 主 任	673	41.49	491,369	77,780	413,589	同 上
	大 学 卒	503	39.67	492,654	78,133	414,522	
	短 大 卒	75	46.38	480,275	79,099	401,176	
	高 校 卒	91	48.47	494,180	74,924	419,256	
	中 学 卒	4	43.91	439,381	64,533	374,849	
	事 務 係 員	2,534	37.62	393,026	43,299	349,727	
	大 学 卒	1,773	35.77	402,488	47,583	354,904	
	短 大 卒	360	40.95	374,927	36,036	338,890	
	高 校 卒	396	42.08	370,705	32,401	338,304	
	中 学 卒	5	50.88	370,560	22,915	347,646	
	技 術 係 員	2,678	36.77	439,619	64,359	375,260	
	大 学 卒	2,005	36.63	449,983	65,640	384,343	
	短 大 卒	323	38.30	409,469	60,238	349,231	
	高 校 卒	344	36.17	389,316	58,110	331,206	
中 学 卒	6	44.30	466,055	105,545	360,510		

- (注) 1 きまって支給する給与は、令和8年4月に支払われた給与総額（通勤手当を除く。）をいう。
2 きまって支給する給与及びうち時間外手当は、小数点以下の端数があるため、その差と(A)－(B)は一致しない場合がある。
3 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
4 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
5 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
6 「X」は、調査実人員が1人の場合である。
7 上記1から6までは、第8表において全て同じ。

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

調査実人員計

8,183 人

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	平 均 給 与 月 額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
事業 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	18	54.21	812,395	5,232	807,163	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	15	53.08	800,324	7,078	793,246	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	57.43	846,608	0	846,608	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	11	52.33	926,779	0	926,779	
	大 学 卒	10	52.68	981,434	0	981,434	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	X	X	X	X	X	2 課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	330	52.87	733,036	1,416	731,620	
	大 学 卒	270	52.54	744,387	1,210	743,176	
	短 大 卒	26	53.51	713,040	5,784	707,256	同 上
	高 校 卒	34	54.98	658,085	102	657,983	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	177	51.68	767,136	3,912	763,224	
	大 学 卒	156	51.46	777,726	3,823	773,903	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	短 大 卒	11	52.68	718,472	4,936	713,536	
	高 校 卒	10	54.13	648,178	4,341	643,836	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 次 長	158	51.16	757,913	2,131	755,783	同 上
	大 学 卒	122	50.40	786,616	2,224	784,392	
	短 大 卒	14	56.46	626,476	1,505	624,970	
	高 校 卒	22	54.19	597,439	1,740	595,698	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	2 係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
	技 術 部 次 長	50	52.58	776,407	7,309	769,098	
	大 学 卒	48	52.35	777,159	7,638	769,521	
	短 大 卒	X	X	X	X	X	
	高 校 卒	X	X	X	X	X	同 上
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 課 長	768	48.19	646,401	31,973	614,428	
	大 学 卒	570	47.14	663,820	37,457	626,363	
	短 大 卒	85	50.22	612,147	24,601	587,546	同 上
	高 校 卒	112	52.64	574,911	6,464	568,447	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	技 術 課 長	525	48.93	647,538	21,873	625,665	
	大 学 卒	437	48.57	655,140	22,948	632,193	同 上
	短 大 卒	45	49.45	595,496	17,079	578,417	
	高 校 卒	43	52.70	609,786	13,808	595,978	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	平 均 給 与 月 額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長 代 理	205	47.27	567,854	52,354	515,500	前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する 者 職能資格等が上記課長代理と同等と 認められる課長代理及び課長代理級 専門職 中間職（課長一係長間）
	大 学 卒	151	45.24	579,797	58,636	521,160	
	短 大 卒	30	52.90	513,659	29,541	484,119	
	高 校 卒	24	52.67	561,745	42,214	519,532	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 課 長 代 理	155	48.24	578,463	75,162	503,301	同 上
	大 学 卒	124	47.63	584,960	76,712	508,249	
	短 大 卒	19	53.42	545,159	61,881	483,278	
	高 校 卒	12	47.68	547,434	76,769	470,665	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 係 長	513	44.60	528,385	62,365	466,021	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	382	43.06	533,098	65,087	468,010	
	短 大 卒	71	48.07	520,292	55,960	464,331	
	高 校 卒	60	51.16	504,565	51,133	453,432	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 係 長	373	46.45	594,696	88,908	505,787	同 上
	大 学 卒	294	45.84	600,677	89,582	511,095	
	短 大 卒	40	49.30	505,401	61,111	444,290	
	高 校 卒	39	50.96	612,177	108,948	503,230	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 主 任	425	43.67	464,229	58,414	405,815	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任 のうち、課長代理以上に直属し、部 下を有する者 係長等のいない事業所において、職 能資格等が上記主任と同等と認めら れる主任 中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	284	41.27	474,897	63,183	411,714	
	短 大 卒	66	47.50	438,854	45,102	393,752	
	高 校 卒	75	49.13	447,399	52,655	394,744	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 主 任	479	41.06	507,430	81,484	425,946	同 上
	大 学 卒	394	39.39	503,746	80,684	423,062	
	短 大 卒	34	48.18	510,390	81,178	429,212	
	高 校 卒	49	49.12	535,684	88,301	447,383	
	中 学 卒	2	47.00	448,675	67,886	380,789	
	事 務 係 員	2,000	38.01	398,084	43,668	354,416	
	大 学 卒	1,393	36.12	409,280	48,188	361,092	
	短 大 卒	288	40.71	374,028	36,264	337,764	
	高 校 卒	314	42.90	376,542	32,774	343,768	
	中 学 卒	5	50.88	370,560	22,915	347,646	
	技 術 係 員	1,996	36.89	450,596	67,807	382,789	
	大 学 卒	1,537	36.69	461,076	69,180	391,896	
	短 大 卒	204	39.06	420,522	64,123	356,399	
	高 校 卒	251	36.47	390,161	58,874	331,287	
	中 学 卒	4	42.63	527,990	156,480	371,510	

3 規模500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

調査実人員計

2,437 人

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	平 均 給 与 月 額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事業 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	X	X	X	X	X	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	-	-	-	-	-	
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	2 課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	126	53.37	669,150	7,107	662,042	
	大 学 卒	94	53.22	682,603	6,338	676,265	
	短 大 卒	14	52.38	628,563	1,782	626,782	同 上
	高 校 卒	18	54.96	627,459	15,532	611,926	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	70	51.49	659,938	18,686	641,253	
	大 学 卒	45	50.86	674,193	22,460	651,733	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	短 大 卒	11	52.05	630,770	3,590	627,180	
	高 校 卒	13	53.08	638,865	19,350	619,515	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	事 務 部 次 長	57	48.53	567,425	14,685	552,739	同 上
	大 学 卒	47	47.57	573,671	16,465	557,206	
	短 大 卒	3	52.70	565,680	307	565,372	
	高 校 卒	7	53.26	525,411	8,907	516,504	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	2 係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
	技 術 部 次 長	22	52.46	596,898	306	596,592	
	大 学 卒	15	52.35	601,384	435	600,949	
	短 大 卒	5	51.40	576,200	0	576,200	
	高 校 卒	2	56.00	611,500	0	611,500	同 上
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 課 長	201	50.12	561,567	55,029	506,538	
	大 学 卒	163	49.83	572,273	63,134	509,138	
	短 大 卒	25	52.72	494,305	9,778	484,527	同 上
	高 校 卒	13	49.34	536,975	25,945	511,030	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 課 長	154	49.57	533,360	6,877	526,483	
	大 学 卒	98	49.10	539,475	6,150	533,324	同 上
	短 大 卒	31	50.21	523,376	9,841	513,535	
	高 校 卒	25	50.61	521,496	6,018	515,477	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	平 均 給 与 月 額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長 代 理	21	48.17	474,146	15,691	458,455	前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する 者 職能資格等が上記課長代理と同等と 認められる課長代理及び課長代理級 専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	13	47.57	480,372	21,834	458,538	
	短 大 卒	3	54.73	484,033	15,524	468,509	
	高 校 卒	4	46.68	451,324	0	451,324	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	技 術 課 長 代 理	24	45.53	517,607	52,933	464,674	同 上
	大 学 卒	19	46.12	510,777	45,654	465,123	
	短 大 卒	4	40.75	548,875	102,125	446,750	
	高 校 卒	X	X	X	X	X	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 係 長	81	46.18	463,749	58,872	404,877	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	51	44.65	462,939	57,889	405,050	
	短 大 卒	11	48.69	457,588	43,382	414,206	
	高 校 卒	18	49.47	472,735	74,701	398,033	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	技 術 係 長	120	47.10	487,780	65,687	422,093	同 上
	大 学 卒	70	45.02	493,029	59,369	433,660	
	短 大 卒	15	49.45	475,990	57,074	418,916	
	高 校 卒	35	50.25	482,324	82,062	400,262	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 主 任	150	43.22	395,014	44,456	350,559	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任 のうち、課長代理以上に直属し、部 下を有する者 係長等のいない事業所において、職 能資格等が上記主任と同等と認めら れる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	99	41.76	397,086	44,225	352,860	
	短 大 卒	27	47.39	424,435	65,816	358,619	
	高 校 卒	24	44.51	353,359	21,359	331,999	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 主 任	194	43.03	433,429	64,417	369,012	同 上
	大 学 卒	109	41.12	435,326	64,948	370,379	
	短 大 卒	41	44.17	443,508	76,560	366,947	
	高 校 卒	42	47.27	417,556	50,227	367,329	
	中 学 卒	2	41.03	430,746	61,416	369,329	
	事 務 係 員	534	35.31	363,382	41,140	322,242	
	大 学 卒	380	33.87	366,396	44,372	322,024	
	短 大 卒	72	42.79	381,949	34,258	347,691	
	高 校 卒	82	36.39	330,132	29,810	300,321	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 係 員	682	36.22	389,963	48,759	341,204	
	大 学 卒	468	36.33	392,555	47,312	345,243	
	短 大 卒	119	36.43	382,285	50,683	331,601	
	高 校 卒	93	35.13	386,286	55,370	330,915	
	中 学 卒	2	47.78	337,718	0	337,718	

(その2) その他の職種

全規模

調査実人員計

696 人

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	平 均 給 与 月 額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
研究 関係 職種	研 究 所 長	2	54.00	970,914	314	970,600	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	64	49.11	954,545	99,225	855,319	2室(係)以上又は構成員7 人以上の部(課)の長
	研 究 室 (係) 長	26	42.50	650,503	35,941	614,562	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	44	48.44	663,714	46,425	617,290	下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	93	41.46	483,833	64,802	419,031	
	研 究 補 助 員	16	28.25	357,969	46,778	311,190	
技 能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手 を除く。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	4	47.25	315,752	23,877	291,875	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	7	58.43	1,865,906	0	1,865,906	上記病院長に事故等のある ときの職務代行者
	医 科 長	23	49.55	1,599,685	0	1,599,685	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	29	37.03	1,184,546	0	1,184,546	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
	薬 局 長	X	X	X	X	X	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	25	33.58	335,301	19,610	315,691	
	診 療 放 射 線 技 師	19	31.73	348,946	9,388	339,558	
	臨 床 検 査 技 師	16	29.00	328,512	9,524	318,988	
	栄 養 士	12	28.92	247,484	1,996	245,488	
	理 学 療 法 士	27	27.37	295,438	19,803	275,635	
	作 業 療 法 士	26	27.15	294,010	18,892	275,118	
	総 看 護 師 長	4	52.00	579,741	4,531	575,210	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	17	48.86	535,835	69,526	466,309	部下に看護師又は准看護師 5人以上
	看 護 師	61	33.21	406,709	24,974	381,736	
	准 看 護 師	9	45.33	366,559	27,889	338,670	
教育 関係 職種	大 学 学 部 長	11	57.64	856,595	0	856,595	
	大 学 教 授	44	60.12	707,622	0	707,622	
	大 学 准 教 授	38	47.60	609,557	0	609,557	
	大 学 講 師	-	-	-	-	-	
	大 学 助 教	16	41.69	485,779	0	485,779	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	7	50.14	640,487	0	640,487	
	高 等 学 校 教 諭	55	40.34	475,398	16,521	458,877	

第9表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	416,771 円
	上半期 (A2)	426,920 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	935,457 円
	上半期 (B2)	1,058,153 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.24 月分
	上半期 (B2/A2)	2.48 月分
年 間 の 合 計		4.72 月分

- (注) 1 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
2 本市の期末・勤勉手当の年間の支給月数は、条例により現行4.65月と定められている。
3 特別給の支給割合は、小数点以下第3位を四捨五入している。

第10表 民間における冬季賞与の配分状況

(単 位 : %)

課 長 級		係 員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
57.0	43.0	60.1	39.9

- (注) 1 一定率(額)分とは、在職期間に応じて一律に支給されるものをいう。
2 考課査定分とは、勤務実績に応じて支給されるものをいう。
3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入している。

第11表 職種別・学歴別初任給

職 種		学 歴	全 規 模
新卒事務員 新卒技術者	計	大 学 卒	259,367 円
		短 大 卒	240,723 円
		高 校 卒	219,727 円
	新 卒 事 務 員	大 学 卒	257,660 円
		短 大 卒	242,707 円
		高 校 卒	220,181 円
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	262,140 円
		短 大 卒	238,660 円
		高 校 卒	219,164 円

< 参 考 >

本市職員の初任給 (一般行政職)	大 学 卒	267,844 円
	短 大 卒	245,108 円
	高 校 卒	231,072 円

(注) 本市職員の初任給は、地域手当を含めたものである。

第12表 民間における給与改定の状況

(単位：％)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし
係員	69.1	1.8	0.0	29.1
課長級	57.1	2.2	0.0	40.7

第13表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：％)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期 昇給 停止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化なし		
係員	92.1	92.1	32.1	3.9	56.1	0.0	7.9
課長級	81.2	81.2	23.4	3.0	54.8	0.0	18.8

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第14表 対応級表

職 種 名		対 応 級	
		企 業 規 模 500 人 以 上	企 業 規 模 500 人 未 満
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	行 政 職 8 級	行 政 職 7 級
	事 務 ・ 技 術 部 長	〃 7 級	〃 6 級
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	〃 6 級	
	事 務 ・ 技 術 課 長		〃 5 級
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	〃 5 級	〃 4 級
	事 務 ・ 技 術 係 長	〃 4 級	〃 3、2 級
	事 務 ・ 技 術 主 任	〃 3、2 級	〃 1 級
	事 務 ・ 技 術 係 員	〃 1 級	

(参 考)

ラスパイレス方式による比較とは？

本市職員の給与と、民間企業の従業員の給与を比較する方法については、職員側の人員構成を基準として比較する、「ラスパイレス方式」と呼ばれる統計学上の手法を採用しています。

通常公表されている民間賃金の調査の結果は、単純な平均値であり、給与決定要素である職種、役職段階、年齢などが考慮されていません。例えば、若手社員の割合の高い会社の平均給与と、高齢社員の割合が高い会社の平均給与を比較して、どちらの会社が給与水準が高いと単純に言うことができないように、単純な平均値により給与水準の比較を行うことは適当ではありません。

「ラスパイレス方式」では、個々の市職員に対し、役職段階や年齢等の給与決定要素を同じくする民間の従業員の平均給与額を支給したとした場合の給与総額と、現に市職員に支払っている給与総額とを算出した上で、一人当たりどの程度の差があるかを算出します。

具体的には、下表のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の市職員の平均給与(B)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(C)のそれぞれに職員数(A)を乗じて(D)、(E)を算出し、その総計である(D')、(E')を職員数の合計で除した値を比較します。

なお、この比較方法は、国及び他の指定都市等でも採用しています。

<算定例>

(単位: 人、千円)

区分		市役所		民間	職員給与計	民間給与計
		職員数(A)	平均給与(B)	平均給与(C)	A × B (D)	A × C (E)
大卒	22・23歳	100	200	205	20,000	20,500
	24・25歳	150	210	215	31,500	32,250
	}	}	}	}	}	}
高卒	18・19歳	80	160	160	12,800	12,800
	20・21歳	100	180	170	18,000	17,000
	}	}	}	}	}	}
係員計		800			190,000	200,000
係長計		300			102,000	105,000
局区長計		50			35,000	38,000
役職別合計		2,000			860,000 (D')	861,000 (E')

職員給与の平均 : 860,000千円 ÷ 2,000人 = 430,000円

民間給与の平均 : 861,000千円 ÷ 2,000人 = 430,500円

この例では、職員給与が民間給与を500円下回っていることとなります。

第3部 労働経済の動向

第15表 労働経済指標

年度・年月				令和6年度	令和7年度	令和7			
項 目						4月	5月	6月	7月
生 計 費	消 費 支 出 (総務省) [家計調査2人以上の世帯 のうち勤労者世帯]	①全 国	金 額	※1 千円 325.1	※1 千円 346.3	363.2	351.5	323.2	338.9
			前 年 比 前年同月比	※1 % 2.0	※1 % 6.5	5.3	10.3	7.7	8.4
		②横 浜 市	金 額	※1 千円 345.8	※1 千円 366.9	431.6	368.7	298.8	330.8
			前 年 比 前年同月比	※1 % 1.6	※1 % 6.1	15.4	14.2	△ 5.1	8.9
物 価	消 費 者 物 価 指 数 (総務省)	③全 国	前 年 度 比 前年同月比	% 3.0	2.6	3.6	3.5	3.3	3.1
		④横 浜 市	前 年 度 比 前年同月比	% 3.2	2.4	3.0	3.2	3.1	3.0
	⑤国内企業物価指数（日本銀行）		前 年 度 比 前年同月比	% 3.3	2.7	3.9	3.1	2.8	2.5
賃金・労働時間 (厚生労働省) 「毎月勤労統計調査」	⑥全 国 [調査産業計]	きまって支給 する給与	金 額	千円 316.8	325.2	324.0	321.4	324.3	325.0
			前 年 度 比 前年同月比	% 2.7	2.7	2.3	2.0	2.3	2.4
		う ち 所定内給与	金 額	千円 292.0	299.8	298.4	296.9	299.8	299.5
			前 年 度 比 前年同月比	% 2.8	2.6	2.4	2.1	2.3	2.2
	⑦神 奈 川 県 [調査産業計]	きまって支給 する給与	金 額	※1 千円 324.1	※1 千円 334.1	335.8	331.5	336.3	336.5
			前 年 比 前年同月比	※1 % 3.6	※1 % 3.2	2.5	2.2	2.9	3.6
		う ち 所定内給与	金 額	※1 千円 298.7	※1 千円 309.7	311.1	308.4	312.4	312.0
			前 年 比 前年同月比	※1 % 3.7	※1 % 3.7	3.0	3.2	3.7	4.1
	⑧総 実 労 働 時 間 数		時 間 数	時間 142.3	141.2	145.4	140.5	145.2	148.8
	[調査産業計] う ち 所定外労働時間数		時 間 数	時間 11.7	11.5	12.0	11.3	11.3	11.6
雇 用 ・ 生 産	⑨常 用 雇 用 指 数 (厚生労働省)		前 年 度 比 前年同月比	% 1.2	0.9	1.1	1.1	1.0	1.0
	⑩有 効 求 人 倍 率 (厚生労働省)			倍 1.25	1.20	1.25	1.23	1.22	1.22
	⑪実 質 国 内 総 生 産 (内閣府)		前 年 度 比 前 期 比	% 0.7	0.9	0.1			

(注) 1 ⑥、⑦、⑧、⑨は、事業所規模30人以上（パート・アルバイトを含む。）の数値である。
2 ③、④は令和7年基準、⑤、⑥、⑦、⑨は、令和2年基準の数値である。
3 ⑪は、令和2年連鎖価格である。
4 ※1 欄は、暦年の数値である。
5 数値は、令和8年9月9日時点のものである。

年					令和 8 年			
8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	4 月
347.3	339.8	339.0	350.3	374.1	334.8	319.8	374.9	364.8
9.0	10.2	3.5	10.7	△ 1.3	1.0	1.9	△ 2.1	0.4
345.6	364.2	372.0	350.2	418.2	393.7	287.5	335.3	476.4
6.2	17.3	10.5	12.8	9.1	△ 0.2	△ 21.4	△ 7.5	10.4
2.7	2.9	3.0	2.9	2.1	1.5	1.3	1.5	1.4
2.6	2.7	2.8	2.7	2.0	1.9	1.8	1.8	2.0
2.6	2.8	2.7	2.7	2.4	2.4	2.1	2.8	5.3
322.5	323.9	328.2	326.7	327.3	324.3	325.7	329.3	336.7
2.0	2.3	2.8	2.2	2.3	3.3	3.8	4.1	4.0
297.8	299.6	302.0	300.3	301.4	299.2	300.0	303.3	309.5
2.2	2.4	2.9	2.2	2.4	3.2	3.8	3.9	3.7
332.6	334.4	343.7	337.6	341.3	332.8	331.4	338.2	349.1
1.5	2.6	5.9	2.9	4.1	1.9	2.3	2.8	4.0
309.4	310.9	317.6	310.5	316.4	309.8	307.3	312.6	332.8
2.2	3.2	6.2	2.9	4.8	2.3	2.4	2.7	3.8
135.2	139.9	147.7	140.8	140.4	135.3	134.9	140.1	146.8
10.6	11.4	12.1	11.8	11.6	11.3	11.4	12.0	12.2
0.9	0.9	0.7	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.6
1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18
△ 0.4		0.3			0.5			



公式マスコットキャラクター
トウキョウトウキョ

GREEN × EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会
2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027

